

**草の根技術協力事業事後調査
(2019-2022年度)
報告書**

2022年11月

独立行政法人国際協力機構(JICA)

株式会社日本開発政策研究所

国内
JR
22-008

目 次

目 次.....	I
図表目次.....	III
略語表.....	V
第 1 章 調査の目的と実施内容.....	1
1.1. 調査の背景と目的.....	1
1.2. 調査の実施内容.....	2
1.2.1. 調査対象事業.....	2
1.2.2. 調査概要.....	3
1.3. アンケート調査.....	4
1.3.1. アンケート実施方法.....	4
1.3.2. アンケート内容.....	5
1.3.3. アンケート結果の分析.....	6
1.4. フォローアップ調査.....	7
1.4.1. 実施団体を対象としたフォローアップ調査.....	7
1.5. 特定の課題を対象とした調査.....	8
1.5.1. 草の根技術協力事業実施団体の事務的負荷についての調査.....	8
1.5.2. JICA 草の根技術協力事業と他資金協力事業の比較調査.....	9
1.6. 6 項目評価.....	9
第 2 章 調査結果：事業効果と持続状況.....	10
2.1. 実施団体と現地 CP.....	10
2.1.1 実施団体・現地 CP の属性.....	10
2.1.2 事業対象国と対象分野.....	11
2.2. 活動と事業効果の持続状況.....	14
2.2.1 事業効果.....	14
2.2.2 活動、及び事業効果（成果）持続の要因.....	16
2.3. 市民参加促進と日本社会への還元.....	24
2.3.1 市民参加促進と日本社会への還元にかかる事業効果.....	24
2.3.2 「市民参加促進・日本社会への貢献」にかかる成果・活動事例紹介.....	26
第 3 章 草の根技術協力事業の利便性・改善.....	31
3.1. 制度への改善要望.....	31
3.1.1 JICA から実施団体へのサポート.....	31
3.1.2 実施団体からの制度・JICA への要望.....	32
3.1.3 現地 CP からの制度・JICA への要望.....	33
3.2. 事務的負荷について.....	33
3.2.1 実施団体からの事務作業・経費経費に関する要望.....	34

3.2.2 実施団体からの意見・課題点のまとめ	35
3.3. 他資金協力事業との比較	36
3.3.1 他資金協力事業の概要・応募条件等の比較	36
3.3.2 N連との比較と考察	37
3.3.3 その他事業制度との比較と考察	41
第4章 草の根技術協力事業の総合事後評価	46
4.1. 草の根技術協力事業の妥当性、実績とプロセス、効果、持続性の評価	46
4.1.1. 妥当性	46
4.1.2. 実績とプロセス	46
4.1.3. 効果	46
4.1.4. 持続性	47
4.2. 市民参加促進と日本社会への還元の評価	47
4.2.1. 市民参加促進にかかる活動と成果の評価	47
4.2.2 日本社会への還元にかかる活動と成果の評価	48
4.2.4. 市民参加促進と日本社会への還元にかかる課題	48
4.3. グッドプラクティス	48
4.3.1 グッドプラクティス事例紹介	48
4.4. 草の根技術協力事業に対する提言	52
4.4.1. 提言	52
附属資料	55

図表目次

表 1-1：アンケート内容に関する視点・留意点.....	5
表 1-2：アンケートの調査項目別のパート分け.....	6
表 1-3：アンケート結果の分析方法・視点.....	7
表 1-4：個別質問の視点.....	8
表 2-1：事業対象国の内訳.....	12
表 2-2：実施団体属性ごとの国内での活動比較.....	30
表 3-1：他資金協力制度.....	37
表 3-2：草の根技術協力事業制度と N 連の応募要件・概要の対照表.....	38
表 3-3 他資金協力事業の比較表（1 / 3）.....	42
表 3-4：他資金協力事業の比較表（2 / 3）.....	43
表 3-5：他資金協力事業の比較表（3 / 3）.....	44
図 2-1：実施団体の属性.....	10
図 2-2：現地 CP の属性.....	10
図 2-3：現地 CP の選定理由（実施団体回答）.....	11
図 2-4：対象国の地域別内訳.....	11
図 2-5：対象国の選定理由（実施団体回答）.....	12
図 2-6：事業の対象支援分野の内訳.....	13
図 2-7：事業終了時のプロジェクト目標達成度.....	14
図 2-8：事業終了時における成果・効果（実施団体回答）.....	14
図 2-9：事業終了時における成果・効果（CP 回答）.....	15
図 2-10：事業効果をもたらした要因（実施団体回答）.....	15
図 2-11：事業効果をもたらした要因（CP 回答）.....	16
図 2-12：事業後の活動継続状況.....	16
図 2-13：誰が活動継続に関わっているか（実施団体回答）.....	17
図 2-14：誰が活動継続に関わっているか（現地 CP 回答）.....	17
図 2-15：活動が継続されている要因（実施団体回答）.....	18
図 2-16：活動が継続されている要因（現地 CP 回答）.....	18
図 2-17：事業効果の持続状況.....	19
図 2-18：事業効果・成果の持続要因（実施団体回答）.....	20
図 2-19：事業効果・成果の持続要因（現地 CP 回答）.....	20
図 2-20：事業後の現地 CP の役割（実施団体回答）.....	21
図 2-21：事業後の現地 CP の役割（CP 回答）.....	21
図 2-22：現地 CP は役割を果たしているか？（実施団体回答）.....	22
図 2-23：事業後の実施団体と CP の協力関係（実施団体回答）.....	22
図 2-24：供与機材の使用状況（実施団体回答）.....	23

図 2-25：供与機材が適切に使用・管理されている要因（実施団体回答）	23
図 2-26：市民参加促進への効果.....	24
図 2-27：市民参加促進効果の内容.....	25
図 2-28：日本社会への還元への効果.....	25
図 2-29：：日本社会への還元効果の内容.....	26
図 3-1：JICA との事前コンサルテーションの有効性（実施団体回答）	31
図 3-2：事業実施中の JICA によるサポート・アドバイスの有効性（実施団体回答）	32
図 3-3：CP が JICA に求めるサポート（CP 回答）	33
図 3-4：事務作業・経費に関しての要望（実施団体回答）	34
図 3-5：作成・対応が困難であった事務作業（実施団体回答）	35

略語表

略語	正式名称	日本語名称
ASEAN	Association of South East Asian Nations	東南アジア諸国連合
APT	Asia Pacific Telecommunity	アジア・太平洋電気通信共同体
BPRM	Bureau of Population, Refugees, and Migration	米国政府人口・難民・移民局
CP	Counterpart	カウンターパート
CSR	Corporate Social Responsibility	企業の社会的責任
CSO	Civil Society Organization	市民社会組織
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
JAIF	Japan-ASEAN Integration	日・ASEAN 統合基金
JANIC	Japan NGO Center for International Cooperation	国際協力 NGO センター
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
JICS	Japan International Cooperation System	一般財団法人 日本国際協力システム
JPF	Japan Platform	NPO 法人ジャパン・プラットフォーム
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NPO	Nonprofit Organization	民間非営利組織
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
PDCA	Plan-Do-Check-Act cycle	PDCA サイクル
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
UNEP	United Nation Environment Programme	国連環境計画

第1章 調査の目的と実施内容

1.1. 調査の背景と目的

JICA は、2002 年度から草の根技術協力事業（草の根パートナー型、草の根協力支援型、地域提案型（2012 年度から実施の「地域活性化特別枠」及び「地域経済活性化特別枠」を含む。))（以下「草の根技術協力事業」）を実施している。

草の根技術協力事業は、国際協力の意志のある日本の NGO/CSO、地方自治体、大学、民間企業等の団体が、これまでの活動を通じて蓄積した知見や経験に基づいて提案する国際協力活動を、JICA が提案団体に業務委託して JICA と団体との協力関係のもとに実施するものである。多様化する開発途上国のニーズに対応すべく、草の根レベルでのきめ細やかな協力を行なうとともに、日本国内への開発途上国経験の還元や日本国内での国際協力への理解・参加促進にも資することが期待されている（以下 3 点を重要な視点と位置付けている）。

- i. 日本の団体が主体的に行う人を介した「技術協力」であること。
- ii. 開発途上国の地域住民の生活改善・生計向上に役立つ事業であること。
- iii. 日本の市民の国際協力への理解・参加を促す機会となること。

2016 年度からは同事業実施を通じて、事業対象国にもたらされた成果や持続性を把握し教訓として活かすことを目的に、事業終了後一定期間が経過した案件を対象に以下 2 種類の事後調査を実施している。以下（1）（2）調査のこれまでの実施状況は、2016 年度は現地調査を含む（1）及び（2）を外部委託で実施、2017・2018 年度は（2）を JICA 直営で実施している。

（1）アンケート調査及びフォローアップ調査	
対象	個別案件
実施頻度	毎年
内容	終了した事業についての事後現況の把握を目的として、事業終了後3年程度が経過した時期を目途に事業終了後の現況に係る調査を実施するもの。
（2）特定の地域や課題を対象とした調査	
対象	特定の地域や課題に該当する案件
実施頻度	3～5年に1回
内容	草の根技術協力事業制度全体としての成果と課題を抽出し制度改善等に役立てることを目的として、特定の地域や課題を対象に、第三者の視点を入れた調査を定期的実施するもの。

なお、事後調査の導入にあたっては、会計検査院による 2015 年度 ODA 検査（参考 1）及び、2015 年度外務省 ODA 評価「草の根技術協力事業に関する評価（第三者評価）」（参考 2）において以下の指摘を受けており、本事後調査はこれらにも対応することが求められている。

（参考 1）会計検査院による指摘：事業終了後の国内実施団体の関与の有無等を勘案のうえ、事業終了から一定期間経過後の事業効果の持続状況や現況を、実施団体が確認した結果を共有したり、機構自ら確認したりするなどして、今後の事業の改善に反映できる体制とすること。

（参考 2）平成 26 年度外務省 ODA 評価「草の根技術協力に関する評価」（第三者評価）での指摘：草の根技術協力事業制度そのものの改善に資する評価の実施を提言する。具体的には、地域ないし課題に専門性を持つ人材や、NGO・市民社会分野に精通している人材、更に評価そのものに精通する人材から成る評価チームによって、本事業制度の「第三者評価」を定期的（3~5 年ごと）に実施すること。

1.2. 調査の実施内容

1.2.1. 調査対象事業

事業終了年度から 3 年が経過した対象となる草の根技術協力事業から抽出された案件の内、2020 年度（第 1 期）、2021 年度（第 2 期）、2022 年度（第 3 期）の 3 年度にわたり、下記のいずれかの条件を満たす事業を本調査の対象とした。

（ア）実施金額が 5000 万円以上のすべての事業

- 2020 年度の調査対象（第 1 期）：2016 年度（36 件） 2017 年度（16 件）に終了した 52 件
- 2021 年度の調査対象（第 2 期）：2018 年度に終了した 15 件
- 2022 年度の調査対象（第 3 期）：2019 年度に終了した 34 件

（イ）上記（ア）条件の他、課題があるため事後現況の把握が必要、成功例として今後の参考になる教訓が得られる等の理由により JICA 国内機関・在外事務所が特に事後調査の必要があると判断した事業

- 2020 年度の調査対象（第 1 期）：2016 年度（10 件）及び 2017 年度（1 件）に終了した 11 件
〔（ア）の 52 件と合わせ、計 63 件〕
- 2021 年度の調査対象（第 2 期）：2018 年度に終了した 13 件
〔（ア）の 15 件と合わせ、計 28 件〕
- 2022 年度の調査対象（第 3 期）：2019 年度に終了した 7 件
〔（ア）の 34 件と合わせ、計 41 件〕

1.2.2. 調査概要

本事後調査（以下「本調査」）は調査対象として選定された草の根技術協力事業を対象に、アンケート調査・フォローアップ調査を通じて、個別案件の現況を把握するとともに、草の根技術協力事業制度の改善を目指すための課題点・提言を把握し整理すること目的とした。具体的には以下4段階で調査を行った。

（1）アンケート調査

アンケートを本調査全対象実施団体および各草の根技術協力事業の現地カウンターパート（以下、CP）に配布し、事業終了時及び終了後における事業の成果の内容、事業成果の継続状況とその状況の要因、及び実施団体・CP、及びステークホルダーによる事業に関わる活動への関与状況等を把握・分析する。また、市民参加促進および日本社会への還元にかかる日本国内での活動や、実施団体・CPが抱える課題や草の根技術協力事業制度に対する意見についても調査した。

（2）フォローアップ調査

アンケート調査で得られた事業終了後の効果発現状況等を踏まえ、追加的な情報収集と詳細確認が必要と判断した事業については、実施団体に対して個別質問を送付し、実施中の他の草の根技術協力事業、及び今後提案・計画予定の実施団体の事業の質向上に資するグッドプラクティス、及び反省点等を取り纏めた。

（3）特定の課題を対象とした調査

本調査対象団体において草の根技術協力事業を実施する際の「契約・案件管理等にかかる事務的負荷」を調査し、実施団体が担う各種事務的業務とそれらに対する実施団体の現場レベルでの実情を把握し、今後の草の根技術協力事業制度の改善に資する情報や課題を纏めた。

また、NGOやCSO等市民団体の国際協力活動にかかる民間助成金や外務省の日本NGO連携無償資金協力事業等の概要を調査し、事業提案や契約のフロー、案件管理方法の制度にかかる情報収集を行い、草の根技協制度との比較を行った。併せて、本調査対象団体がJICA以外の資金協力事業・助成事業の受託経験を有する場合は、その比較優位性について実施団体の意見・要望を整理し、今後の草の根技術協力事業制度改善にかかる課題点や提言を纏めた。

（4）6項目評価

アンケート調査及びフォローアップ調査項目について得られた回答をもとに、「草の根技術協力事業に係る事業実施ガイドライン 終了時評価の評価項目」を参考に、草の根評価4項目（妥当性、実績とプロセス、効果、持続性）及び「市民参加の実績」・「グッドプラクティス、教訓、提言等」の6項目の視点で調査結果を分析した。

1.3. アンケート調査

1.3.1. アンケート実施方法

(1) アンケート様式について

アンケートは実施団体用の日本語版と、現地 CP 用の英語版を作成した。回収率向上のため、回答・入力・選択肢からの回答選択が容易であるオンライン形式アンケート（Google フォーム）と、Word 形式アンケートのどちらかを回答者が選択できる形とした。

(2) アンケートの配布

調査対象団体の確定後、アンケート案（オンライン形式と Word 形式）を調査団が作成し、JICA の了承を得て最終化した。オンライン形式アンケートの操作性を調査団が確認した後、依頼書案とアンケートリンクを調査団が作成し JICA 国内事業部から JICA 国内機関へアンケートのオンラインリンクと Word 様式、及び協力依頼書を送付し、JICA 国内機関から各担当地域の対象実施団体へ依頼書及びアンケートリンク・様式を送付した。現地 CP 向けアンケートに関しては、第 1 期において、各 JICA 在外事務所の草の根技術協力事業担当者から現地 CP に依頼する形としたが、第 2 期と第 3 期では実施団体の協力を経てアンケートの配布と回収を行った。

(3) アンケートの回収

配布から回収までの期間は約 2 週間と設定し、アンケート回収状況把握のための団体リストを調査団が作成及び管理し、回収状況の把握に努めた。団体へのアンケート送付後、右団体リストを活用し適宜アンケート回収状況を確認し、JICA 国内機関または在外事務所を通じて未回収団体からのアンケート回収を促した。アンケートの内容や回答・操作に関する照会については、JICA 国内機関を介し、または直接調査団が対応した。

調査全 3 期分のアンケート回収合計数は、実施団体から 132 団体中 105 団体（回収率 80%）、CP からは 132 団体中 73 団体（回収率 55%）となった。なお、CP からのアンケート回収は、事業完了から 3 年以上経過しており、異動や退職のため CP 団体の当時の担当者や関係者と連絡がとれないケースが多く、低い回収率となっている。また、ミャンマーの事業に関しては、国情から全ての CP から回答が得られなかった。各年度のアンケート回収数、回収率及び実施時期は以下のとおり。

- 2020 年度（第 1 期）：実施団体 2021 年 2 月（一部団体の回答回収は 3～4 月）
調査対象 63 団体中の回収数：実施団体 54 団体（回収率 86%）。CP39 団体（回収率 62%）。
- 2021 年度（第 2 期）：実施期間：2021 年 10 月～11 月（一部団体の回答回収は 12 月）
調査対象 28 団体中の回収数：実施団体 22 団体（回収率 79%）。CP20 団体（回収率 71%）。
- 2022 年度（第 3 期）：実施期間：2022 年 5 月～6 月（一部団体の回答回収は 7 月）
調査対象 41 団体中の回収数：実施団体 29 団体（回収率 71%）。CP14 団体（回収率 34%）。

1.3.2. アンケート内容

（1）実施団体を対象としたアンケート

実施団体用アンケートの内容（設問と選択肢）は下表の視点に基づき作成した。

アンケート本文（Word 形式で配布したもの）は付属資料を参照。

表 1-1：アンケート内容に関する視点・留意点

1	本調査はJICAが外部委託した「2016年度草の根技術協力事業事後調査」（前回調査）、及び2017年度・2018年度にJICA直営で実施された事後調査の後続調査に位置付けられることから、前回調査及びJICA直営事後調査で使用されたアンケート内容を踏襲しつつ、回答者からより明確な回答が得られるよう質問内容及び選択肢を改善する。
2	「課題解決への貢献／事業終了時の効果の継続状況」を計る上で、実施団体が事業効果持続の成功要因と認識している活動・取組や重要視した点と共に、課題となった点、目標とした効果持続に及ばなかった要因についても焦点をあて、今後草の根技術協力事業形成及び実施中・実施予定の草の根技術協力事業に有効な情報を抽出する。
3	事業効果の持続性を把握する上で、CP、支援対象／受益者、及び実施団体が事業終了後にどう関わっており、その活動や実施体制がどのような要因や取組みによって可能となっているかを把握する。また、活動及び効果持続の阻害要因を明らかにする。
4	地域住民（またはターゲットグループ）やCPが、どのように事業に関わったかを把握する。またそれぞれが担った（期待された）役割と事業効果の持続性との関連性にも焦点をあてた質問内容を含めることとし、今後の他草の根技術協力事業における事業形成・アプローチ、及び事業効果持続に資する情報を引き出す。
5	「市民参加促進及び日本社会への還元」の観点から、実施団体が「市民参加促進」または「日本社会への還元」のためにどのような活動を実施し、どのような効果が得られたかを確認する。団体が重要視する広報活動、成功事例、及び課題も抽出する。
6	草の根技術協力事業制度の利便性改善の観点から、「草の根技術協力事業制度」にかかる実施団体の要望を抽出する。事業提案から実施及び事業後のJICAの事業への関わり方や、実施団体がJICAに期待するサポート、有効であったサポート等についても抽出し、制度自体の改善に繋げる回答を導く。案件形成に至った経緯や、計画・実施から事業後の地域住民やCPの関わり方・役割、JICAまたは制度自体に求める改善点期待する事項等につき、既存の文献から把握できない情報を抽出する。
7	回答者の負担軽減の観点から、オンライン形式のアンケート調査とし、回答にかかる所要時間は40分以内に収めた内容とする。質問の種類は、段階評価の単一回答、及び選択肢からの複数回答とし、具体的な回答が必要とされる質問では自由記述としつつ、回答の集計・分析の効率性及び明瞭性も考慮した内容とする。

下表のとおり 4 つの Part（調査の対象項目）に分けた構成とした。

表 1-2：アンケートの調査項目別のパート分け

調査項目	調査内容
Part1:団体情報について	実施団体の種類、団体の基本情報、事業名・事業期間、対象国・地域、C/Pなどに関する質問
Part2-1:課題解決への貢献／事業終了時の効果の持続状況について	プロジェクト目標達成度と要因、活動の継続状況、事業がもたらした効果、効果の持続状況、持続要因、事業で供与（投入）した施設・機材の状況などに関する質問
Part2-2:地域住民・カウンターパートの役割について	対象地域、支援対象、C/Pの選定理由、各関係団体・機関の事業への関わり方と役割などに関する質問
Part3:市民参加促進及び日本社会への還元について	市民参加促進及び日本社会への還元のための実施団体による活動内容、活動による効果の有無、課題などに関する質問
Part4:草の根技術協力事業制度の利便性について	草の根技術協力事業制度改善に向けた実施団体の意見、JICAによるコンサルテーション・サポートの有用性、事務的・経費的負荷、他助成制度との比較などに関する質問

※2021 年度アンケート（第 2 期）から Part4 に「事務的・経費的負荷、他助成制度との比較」に関する質問を追加した。

（2）現地 CP を対象としたアンケート

上記の表 2 のアンケート調査項目のうち、Part 1、Part 2-1 及び Part 2-2、Part 4 のみを現地 CP 用に作成した。Part 3 は日本国内の市民参加促進と日本社会への還元にかかる調査項目であり、現地 CP の関わりは無い、または限定的であるものとして、現地 CP 用アンケートには含めないこととした。

1.3.3. アンケート結果の分析

（1）アンケート結果の分析

アンケート結果は 2 章と 3 章にて分析結果を取り纏めている。選択肢型の回答については、単純集計によって、「実数（回答数）」と「比率（全体回答数に対する）」を定量的にグラフにて示した。自由記述回答については箇条書きなどにて回答を取り纏めた。表 1-3 にて、アンケート結果の分析方法・視点を纏めた。

表 1-3：アンケート結果の分析方法・視点

調査項目	分析方法・視点
Part1:団体情報について	実数集計が可能な回答はグラフ等によって示す。団体の属性及び事業の対象分野の内訳、Part 2、Part 3、Part4で得られる回答と照らし合わせ、団体、または対象分野ごとの特徴、傾向等を導く。
Part2-1:課題解決への貢献／事業終了時の効果の継続状況について	実数集計が可能な回答はグラフ等によって示し、選択肢に対する回答数の分布・偏りなどから、特筆すべき項目や傾向を抽出する。自由記述回答による文章回答特に、事業効果持続に関連性の高い要因・回答、及び事業効果持続の阻害要因の把握が重要と考え、今後の草の根技術協力事業の事業効果持続に資する要点・留意点や提言に繋がる情報に焦点をあてる。
Part2-2:地域住民・カウンターパートの役割について	
Part3:市民参加促進及び日本社会への還元について	実数集計が可能な回答はグラフ等によって示すとともに、選択肢に対する回答数の分布、偏りなどから特筆すべき項目や傾向を抽出する。自由回答による文章回答は、回答の属性・キーワードを分析・抽出し、他の回答との関連性を導く。団体の形態によって、「市民参加促進」及び「日本社会への還元」に対する方針・活動が異なるため、各団体が重要視する活動や、抱える課題についても分析する。
Part4:草の根技術協力事業制度の利便性について	制度の改善を目的とした調査項目（Part）であることから、JICA及び実施団体にとって有効な情報の分析に注力する。他のPartの回答との照合も行い関連性を分析する。また、草の根技術協力事業の長所・短所・改善点やJICAによる有効なサポート内容の抽出を、実数集計や自由回答から分析し、制度の改善にかかる要点を纏める。

1.4. フォローアップ調査

1.4.1. 実施団体を対象としたフォローアップ調査

（1）フォローアップ調査（個別質問）

アンケート調査への回答を踏まえ表 1-4 の視点に基づき追加情報収集が必要と判断した事業の実施団体へ個別質問を作成しフォローアップ調査を行なった。

表 1-4：個別質問の視点

1	アンケート回答に、他の実施団体、今後事業を提案する団体、またはJICAに共有されるべき有効な活動・課題解決事例（グッドプラクティス）がある場合、そのプラクティスの詳細、背景、要因、実施プロセスや、発生した課題、対処策など具体的な情報を聞き取る。
2	実施団体及びCPの間で、事業実施時から終了までの間に、どのような事業効果の持続に向けた取組や体制（モニタリング体制、連絡体制、人的投入、予算確保）や、双方の役割があったか。
3	「市民参加促進及び日本社会への還元」の観点から、実施団体が「市民参加促進」または「日本社会への還元」のために実施する活動と、その効果について、具体的なグッドプラクティス及び課題点を確認する。
4	事業を実施した実施団体の観点から、草の根技術協力事業制度に対する理解・認識、制度の利便性（応募条件、経費、事務精算業務等含む）及び他資金協力制度との比較、事業実施および終了後のJICAとの関わり方、草の根技術協力事業制度としての改善点を抽出する。
5	アンケート回答が不明瞭、または回答の理由や背景の理解・把握が不可欠と思われる場合の確認。

1.5. 特定の課題を対象とした調査

本調査は事業の成果だけでなく、複数の観点から草の根技術協力事業を評価することが望ましいため、特定の課題として、(1) 草の根技術協力事業実施団体の事務的負荷についての調査、(2) JICA 草の根技術協力事業と民間助成金や他機関の資金協力事業・助成金事業（以下「他資金協力」という）の比較調査を実施した。同調査は第二期より上述したアンケート調査・フォローアップ調査の一環として実施した。(2) 他資金協力との比較調査には、草の根技術協力事業の実施団体からの回答に加え、調査団による文献・関連資料収集（Web 掲載情報、募集要項）、JANIC へのインタビューも含まれる。

1.5.1. 草の根技術協力事業実施団体の事務的負荷についての調査

草の根技術協力事業実施にかかる実施団体（受諾団体）の契約・案件管理等にかかる事務的負荷についてアンケート調査にて複数の設問を設け、意見聴取と傾向や課題の分析を行なった。調査の際、対象となる実施団体と「事務的負荷」について共通の理解を図るため、この調査でいう「事務的負荷」を以下のように定義している。

事務的負荷とは、事業提案書等の作成、採択後の契約交渉・業務委託契約締結、事業実施、打合簿、業務月報、四半期業務報告書・支出状況報告書、(活動計画・実績表、業務達成状況報告書含む)、経費精算報告書、事業評価報告書、事業終了後のモニタリング評価（アンケート調査等への協力）まで包括的な実務にかかるヒト、モノ、カネのこと。

1.5.2. JICA 草の根技術協力事業と他資金協力事業の比較調査

NGO や CSO 等市民団体の国際協力活動にかかる民間助成金や外務省の日本 NGO 連携無償資金協力事業等（以下「他資金協力事業」という）の概要を調査し、事業提案や契約のフロー、案件管理方法等を纏め、草の根技術協力事業との比較を行う。併せて、調査対象団体に JICA 以外の助成事業の受託経験がある場合は、その比較優位性について検証し、今後の制度改善にかかる提言や教訓を纏めた。

1.6. 6 項目評価

以上のアンケート調査及びフォローアップ調査項目について得られた回答をもとに、草の根評価 4 項目（妥当性、実績とプロセス、効果、持続性）及び「市民参加の実績」・「グッドプラクティス、教訓、提言等」の 6 項目の視点で調査結果を分析した。

第2章 調査結果：事業効果と持続状況

2.1. 実施団体と現地 CP

2.1.1 実施団体・現地 CP の属性

（1）調査対象実施団体の属性

本調査の対象全 132 実施団体の団体属性の内訳を図 2-1 に示す。

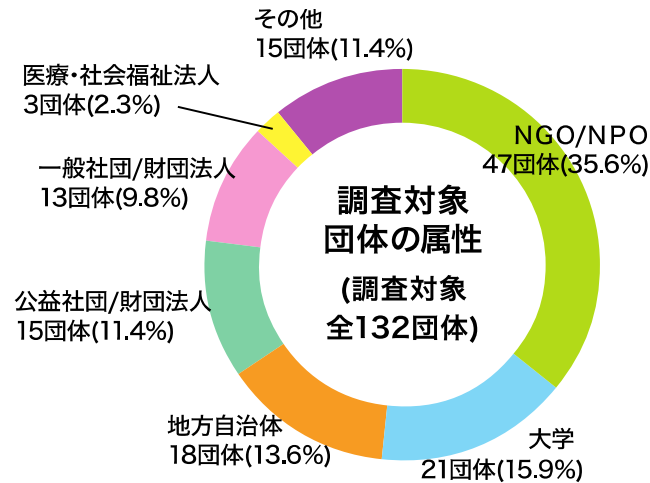


図 2-1：実施団体の属性

NGO/NPO が一番多く 47 団体で約 3 分の 1 を占め、大学（21 団体）、地方自治体（18 団体）、公益社団/財団法人（15 団体）、一般社団/財団法人（13 団体）、医療・社会福祉法人（3 団体）と続く。「その他」には株式会社や商工会、実行委員会（大学、学会、医師会、NPO による共同体）などが含まれる。この統計から草の根技術協力事業が多種多様な団体によって実施されていることがわかる。

（2）調査対象現地 CP の属性

本調査の対象全 132 事業の CP 団体のうち属性を確認できた 98 団体の内訳を図 2-2 に示す。

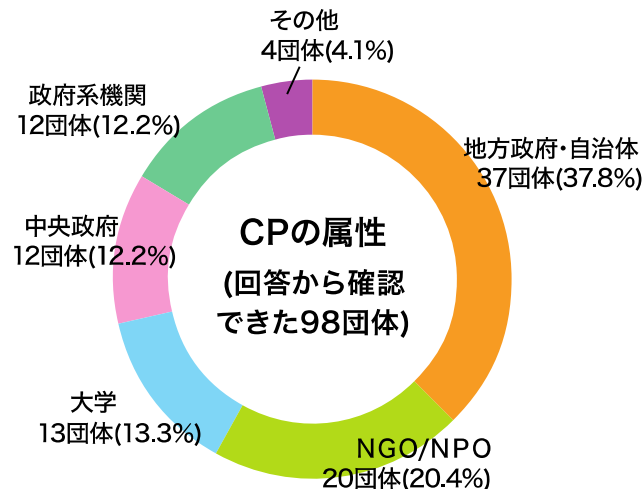


図 2-2：現地 CP の属性

地方政府・自治体が一番多く 37 団体で約 3 分の 1 を占め、次いで NGO/NPO（20 団体）、大学（13 団体）、中央政府（12 団体）、政府系機関（公社等）（12 団体）という内訳となった。草の根技術協力事業が現地の様々な団体・機関を CP として実施されていることがわかる。

（3）現地 CP の選定理由・経緯

実施団体が現地 CP をどのように選定したかについての理由・経緯を下図に示す。

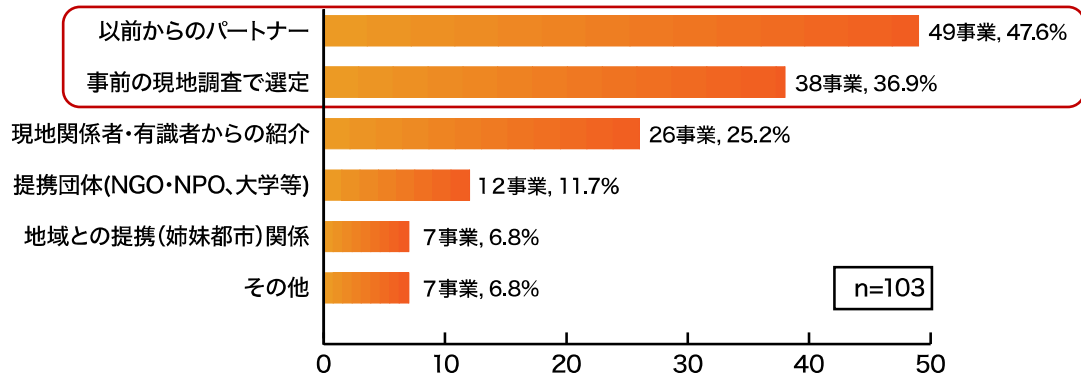


図 2-3：現地 CP の選定理由（実施団体回答）

「以前からのパートナー」と答えた団体が半数を占めるが、「事前調査で選定」、「現地関係者・有識者からの紹介」と回答した団体も多く、現地で得た情報や人的ネットワークも CP の選定に影響していると読むこともできる。

その他と回答した団体は、「現地 NGO からの要請があった」、「別事業（ADB 事業）を通じて知り合った」、「対象課題に基づき選定した」、「求める役割を果たせると判断したため」、「カウンターパートのトップが JICA 研修事業の元研修員であった」という理由をあげている。

2.1.2 事業対象国と対象分野

（1）事業実施対象地と国別内訳

本調査の対象となった全 132 事業の対象支援分野の内訳を下図（図 2-4）に示した。

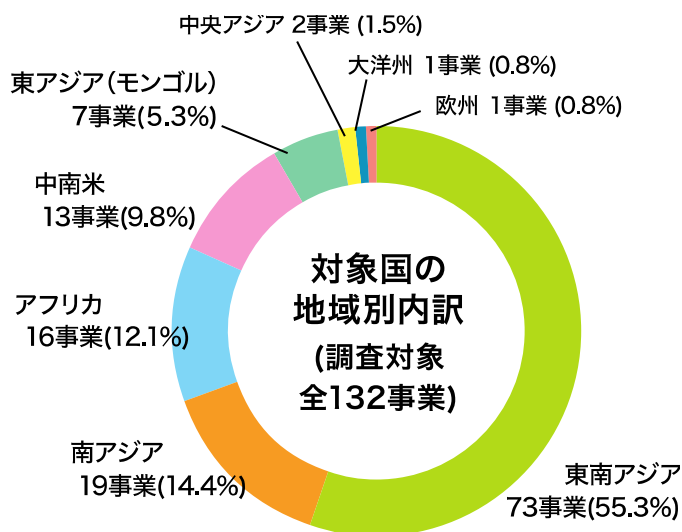


図 2-4：対象国の地域別内訳

半数以上が東南アジアを対象地としている。南アジア、アフリカ、中南米、東アジア（モンゴル）の各地域にて複数の事業が実施されているが、欧州、中央アジア、大洋州での事業数はわずかであり、中東での事業はなかった。

下表（表 2-1）にて事業対象国の内訳を纏めた。

表 2-1：事業対象国の内訳

地域	国名	事業数	
東南アジア	ベトナム	17	
	フィリピン	13	
	インドネシア	9	
	カンボジア	9	
	ラオス	9	
	タイ (1事業はタイとマレーシアの2国が対象地)	6	
	マレーシア	5	
	ミャンマー	3	
	東ティモール	2	
	南アジア	ネパール	11
インド		2	
バングラデシュ		2	
ブータン		2	
スリランカ		1	
パキスタン		1	
アフリカ		ザンビア	3
	ケニア	3	
南アフリカ	南アフリカ	2	
	マラウイ	2	
	ウガンダ	1	
	ガーナ	1	
	セネガル	1	
	ブルキナファソ	1	
	ルワンダ	1	
	マダガスカル	1	
	中南米	ブラジル	4
		ホンジュラス	2
ペルー		2	
コスタリカ		2	
ボリビア		1	
東アジア	パラグアイ	1	
	アルゼンチン	1	
	東アジア	モンゴル	7
	中央アジア	ウズベキスタン	1
キルギス共和国		1	
大洋州	フィジー	1	
欧州	セルビア	1	

(2) 対象国の選定理由

下図（図 2-5）は、どのような理由で実施団体が事業の対象国・地域を選んだかについての実施団体の回答である。

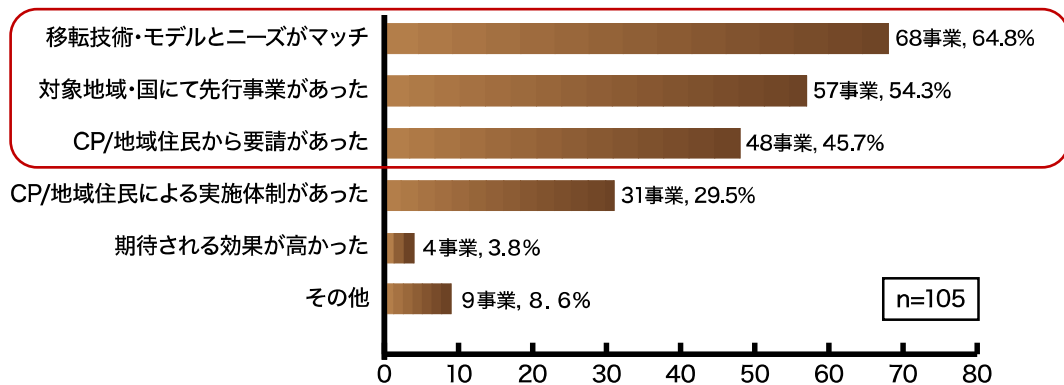


図 2-5：対象国の選定理由（実施団体回答）

「移転技術・モデルとニーズがマッチ」の他、「対象国・地域にて（実施団体による）先行事業があった」こと、「現地 CP/住民から要請があった」ことが順に理由として選ばれた。

地域選定のその他の理由:「事前調査時に CP 候補と協議して決定」、「団体メンバーが対象地域での活動経験をもっていた」、「以前から現地の病院と交流があった」

（3）事業の対象支援分野

本調査の対象となった全 132 事業の対象支援分野の内訳を下表（図 2-6）に示した。JICA の事業は大分類、中分類、小分類の順で対象支援分野が細分化されているが、下表は大分類における分野の内訳である。顕著な偏りは無く、草の根技術協力事業が多様な開発課題分野に対応していると言える。

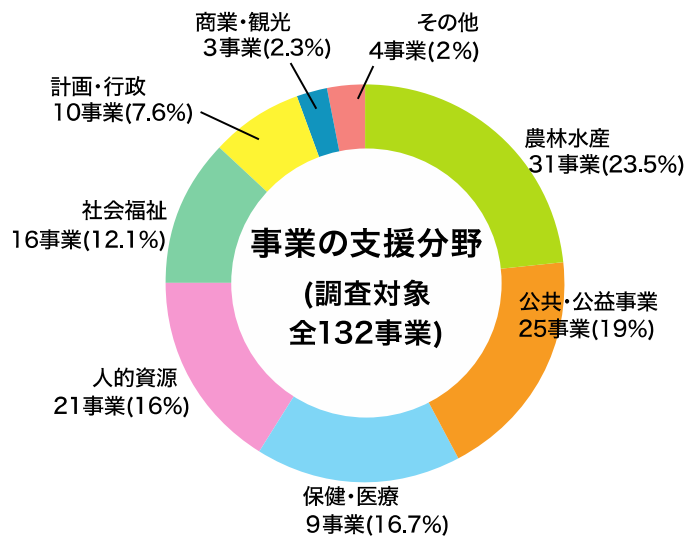


図 2-6：事業の対象支援分野の内訳

一番割合の多い「農林水産」では農業関連の事業が大半を占め、林業、水産、畜産は僅かである。「公共・公益事業」の内訳は上水道・下水道、または廃棄物管理を対象とした事業が多く、防災関連事業も少数ある。「保健・医療」では母子保健の割合が多く、他に歯科保健、高齢者ケア、ヒ素、栄養改善・生活習慣病予防といったニーズに特化した事業もある。「人的資源」では主に基礎教育機関における人材育成・教育の質向上を目指した事業が多い。また職業訓練を対象とした事業も複数あるほか、女性講師養成、IT 人材育成、指導者・トレーナーの育成やコミュニティ強化の支援事業もある。「社会福祉」においては、障がい者支援、障がい者支援プログラム構築、介護支援、貧困層・被災者・ジェンダー支援などがある。「計画・行政」では、環境教育、自然環境・動物保護、及び国立公園・市（まちづくり）・コミュニティ等の特定の場所の環境問題に取り組む事業などで幅広い活動が行われた。「商業・観光」分野では、貧困家庭の女性の経済的自立支援、産業活性化、観光資源を活用した生計多様化に関する支援があった。「その他」には、複数の分野にまたがる事業や分野の特定がしがたい事業が含まれ、本調査対象事業では、地域での防災教育・復興、マイクロファイナンスの制度強化、工芸品・観光資源・農業を併せた生計支援がある。

2.2. 活動と事業効果の持続状況

2.2.1 事業効果

(1) プロジェクト目標達成度について

事業終了時のプロジェクト目標達成度について、実施団体と CP それぞれに4段階で評価した（下図 2-7 左：実施団体回答、右：CP 回答）。

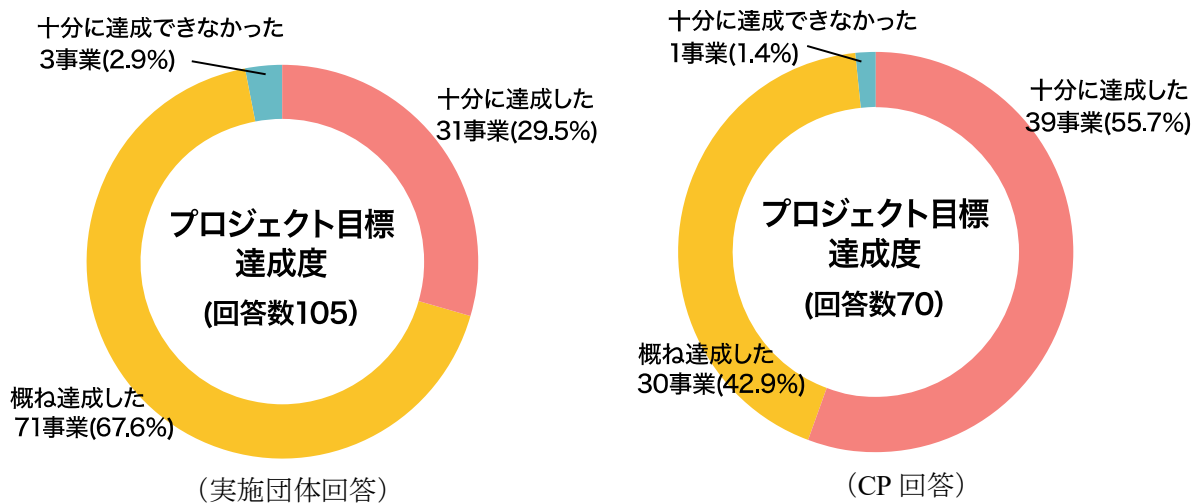


図 2-7：事業終了時のプロジェクト目標達成度

回答した実施団体 105 団体中、102 の団体（97%）が活動終了時点で「十分」または「概ね」プロジェクト目標の達成に至ったと回答している。CP の回答も同様にも 98% が「十分」または「概ね」プロジェクト目標を達成したと回答している。「殆ど達成できなかった」との回答はなかった。

(2) 事業終了時点で達成された事業効果・成果について

事業終了時点で達成された「成果」について、アンケートにて示した 9 種類の選択肢の中から、複数選択回答にて実施団体と CP が回答した（図 2-8）。

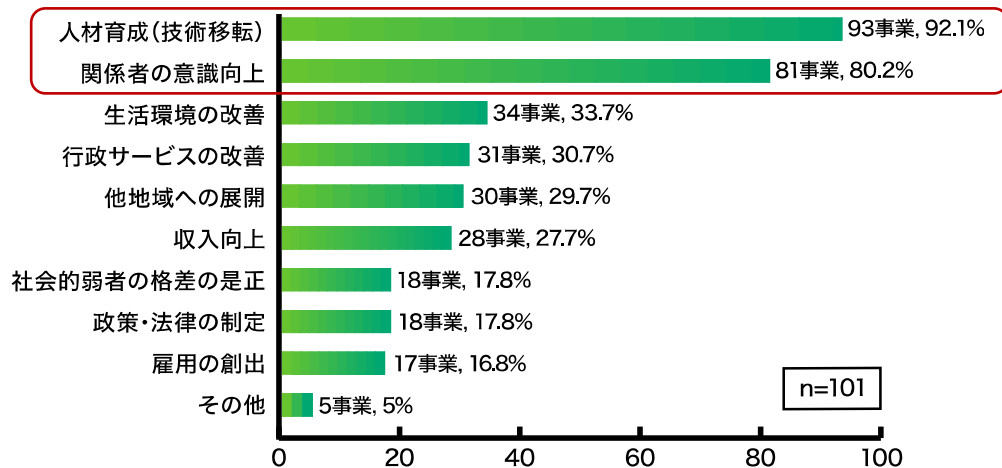


図 2-8：事業終了時における成果・効果（実施団体回答）

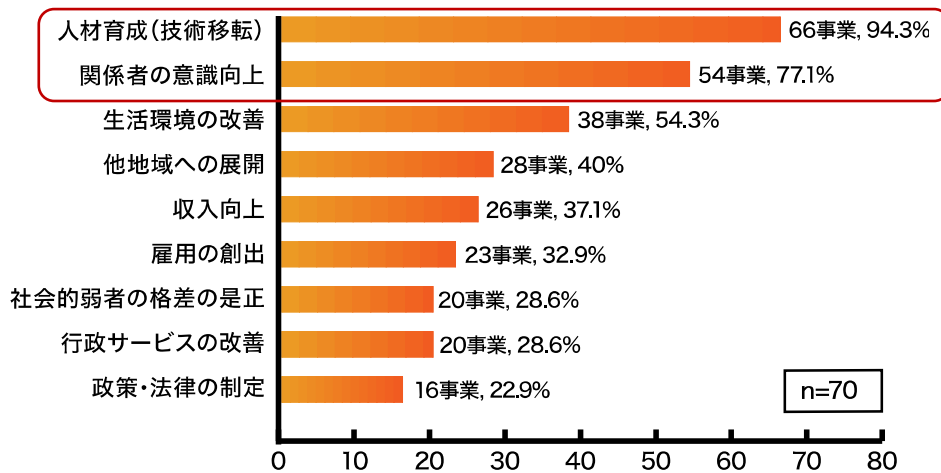


図 2-9：事業終了時における成果・効果（CP 回答）

事業終了時点で達成された事業効果・成果について、約 9 割の団体が「人材育成(技術移転)」、8 割の団体が「関係者の意識の向上」を選択している。CP の回答も概ね同様の結果であった。他の効果も選択されているが、支援対象グループの人的能力及び意識の向上において高い効果を得られたと考える団体が多いことが分かる。「政策・法律の制定」、「行政サービスの改善」、「社会的弱者の格差の是正」は草の根技術協力事業のプロジェクト目標のスコープに設定しづらい面もあるためか、事業の成果・効果として選択した団体は実施団体、CP ともに少ない割合であった。

(3) 事業効果をもたらした要因について

事業を実施する中で何がうまくいったのか？ 何が重要だったか？ についてアンケートにて示した 9 種類の要因から、複数選択回答形式で実施団体と CP が回答した(図 2-10、図 2-11)。

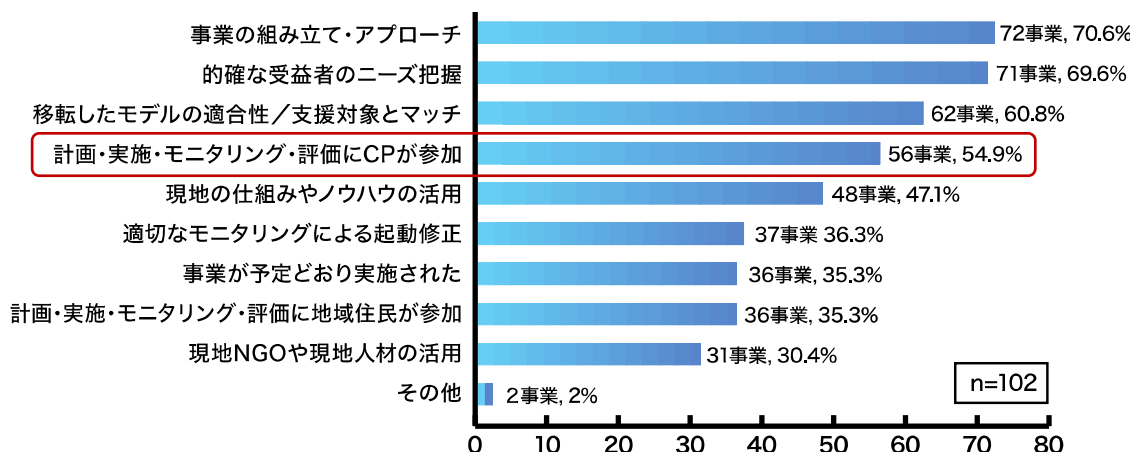


図 2-10：事業効果をもたらした要因（実施団体回答）

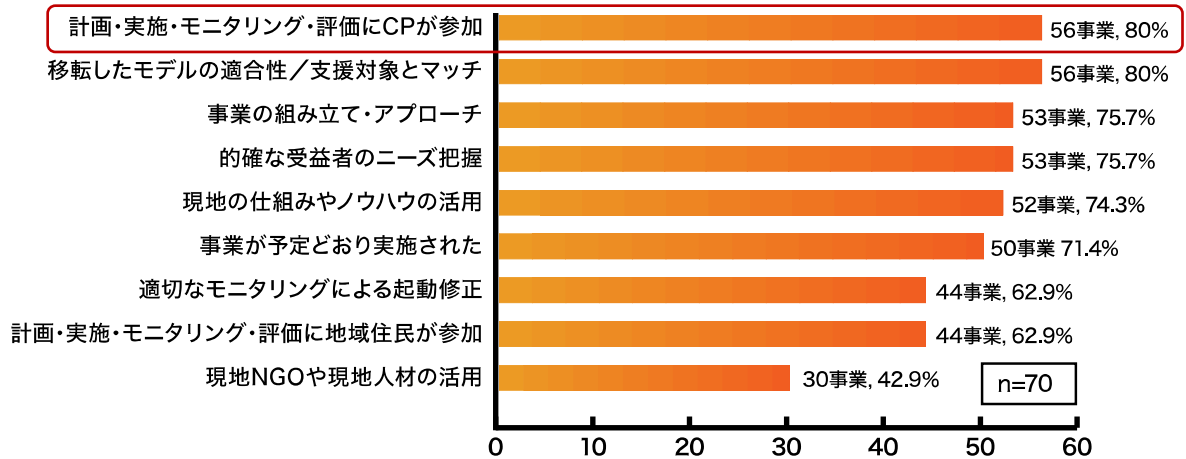


図 2-11：事業効果をもたらした要因（CP 回答）

「事業の組み立て・アプローチ」、「受益者のニーズ把握」、「移転したモデルの適合性/支援対象とのマッチ」が事業効果をもたらした要因として多くの実施団体及び CP 団体に選ばれていることから、的確に課題・ニーズを把握すること、ニーズに適した技術移転の提案、及び事業計画の重要性が高いと言える。CP の回答では「CP が計画・実施・モニタリング・評価に参加した」ことを 8 割の回答した CP が要因として認識している一方で、実施団体の回答では 5 割の団体しか選択していない。上記のグラフでは低い数値となっているが、「現地 NGO や現地人材の活用」について、日本人専門家ではなく、現地人専門家や現地大学教員が CP へ説明・説得を行ったことが CP 関係者の事業への理解促進に不可欠であったとの自由記述回答もあった。

2.2.2 活動、及び事業効果（成果）持続の要因

(1) 草の根技術協力事業終了後の活動の継続状況

草の根技術協力事業終了から 3 年以上経過した本調査実施時で、事業で移転されたモデル、技術や、活動・モニタリング等が現地で継続されているかについての実施団体と現地 CP の回答を図 2-12 に示す。

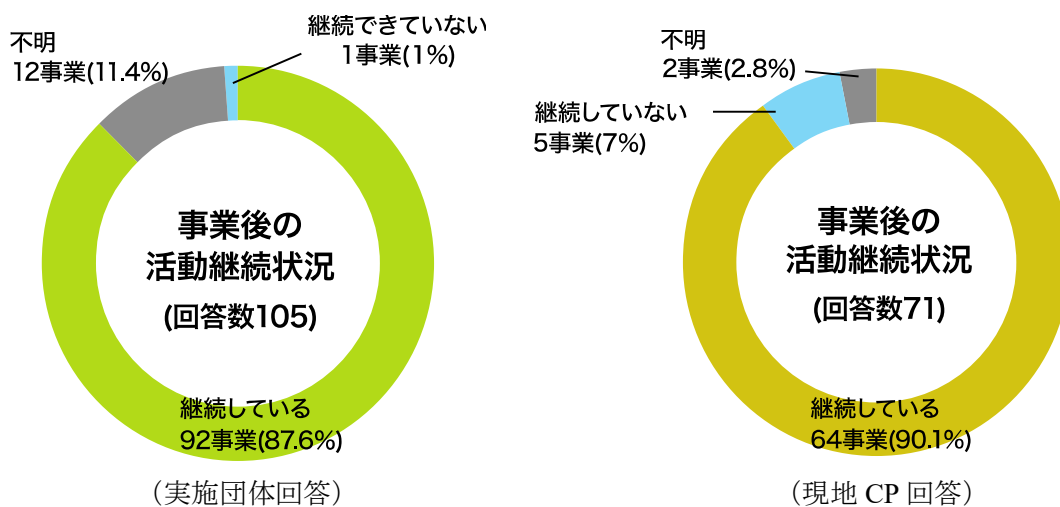


図 2-12：事業後の活動継続状況

約9割の団体・CPが活動は継続されていると回答した一方、一部の事業において継続状況が「不明」、または「継続できていない」との回答があり、以下を理由としている。

- ・現地 CP や事業関係者の移動・退職、現地プロジェクト事務所の閉鎖などによりフォローアップができない。
- ・Covid19 の影響で現地渡航による確認ができない。
- ・継続のための資金が確保できなかった（CP の回答）。

（2）草の根技術協力事業終了後、誰が活動継続に関わっているか

事業終了後（現在）、「誰が活動継続に関わっているか？」について実施団体と CP からの回答を下図で比較した。

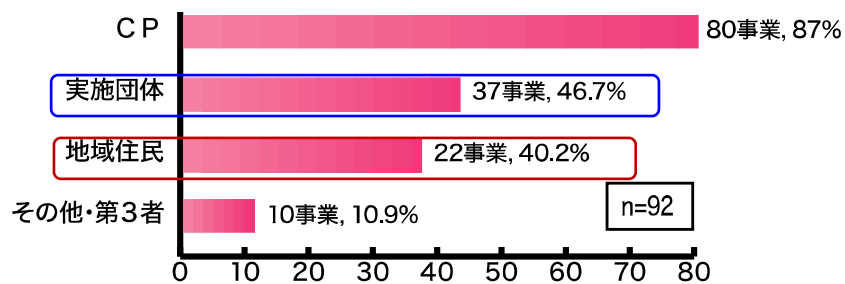


図 2-13：誰が活動継続に関わっているか（実施団体回答）

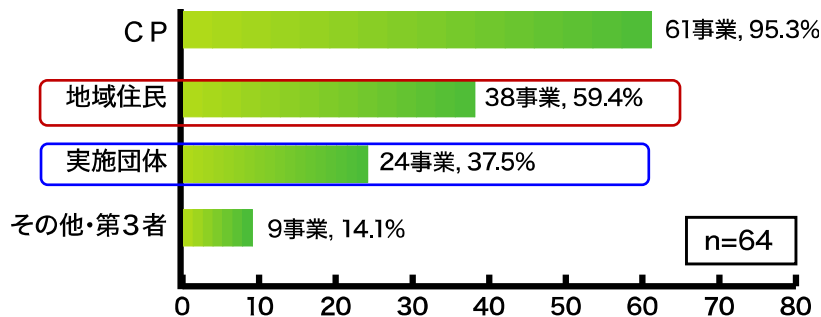


図 2-14：誰が活動継続に関わっているか（現地 CP 回答）

両者の回答ともに、約9割の事業において CP が活動継続に関わっているという結果であり、事業による技術移転の観点からも必然的な結果であると言える。実施団体の回答では、「実施団体が継続に関わっている」との回答は約半数、「地域住民が継続関わっている」との回答は4割であった。一方、CP の回答では、「地域住民が継続関わっている」と6割の CP が回答し、「実施団体が継続に関わっている」との回答は4割弱であることから、CP の方が地域住民の存在をより強く認識しており、実施団体の関与への認識は若干弱いことから、両者の間で認識にギャップがあることがわかる。

（3）活動が継続されている要因

事業を通じ現地に移転した技術・モデル・活動が継続されている要因について、アンケート

にて示した 8 つの選択肢の中から複数選択回答形式で、実施団体と CP が回答した。

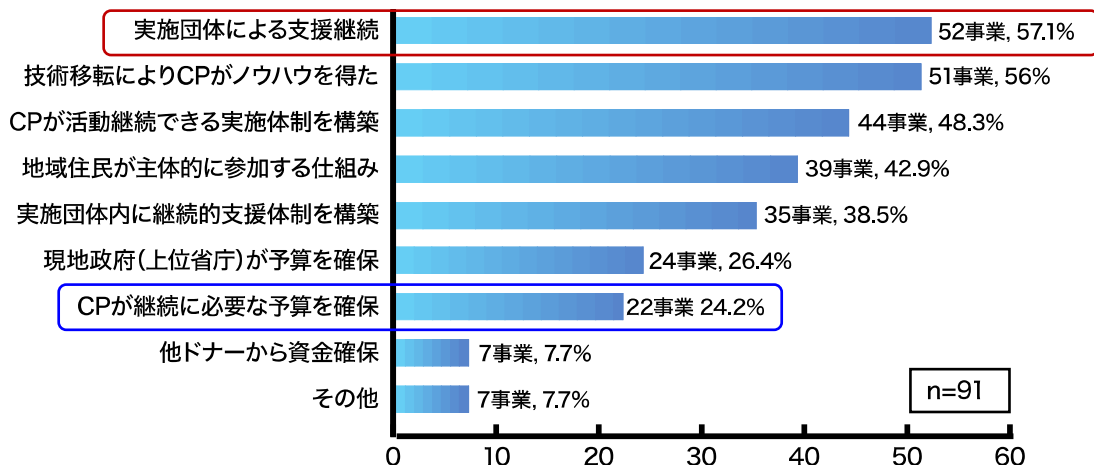


図 2-15：活動が継続されている要因（実施団体回答）

草の根技術協力事業終了後も活動が継続されている要因としては、実施団体が支援を継続していること、技術移転により CP がノウハウを得たこと、CP の実施体制が構築されたこと、地域住民が主体的に参加していること、と回答した団体が多かった。一方、現地政府（上位省庁）や CP が活動継続のための資金・予算を確保することが活動継続の要因であると認識している実施団体は少ない。

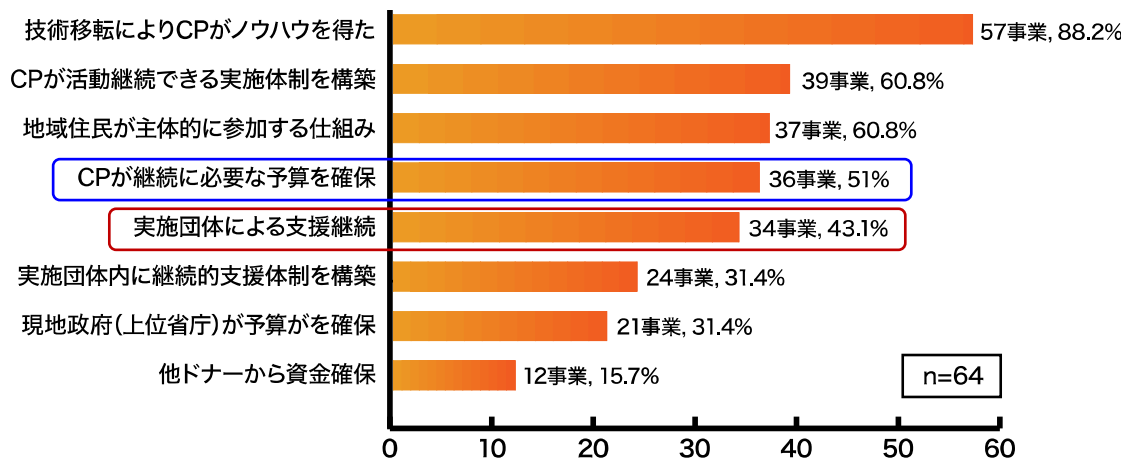


図 2-16：活動が継続されている要因（現地 CP 回答）

現地 CP による回答では、回答した CP のうち半数が「CP が（活動）継続に必要な予算を確保したこと」を草の根技術協力事業終了後も活動が継続されている要因と認識しており、実施団体の回答（24.2%）を大きく上回っている。また、「実施団体による支援継続」を見ても、実施団体と CP の間で若干ではあるが認識のギャップが示唆される結果となった。

（4）事業効果・成果の持続状況

草の根技術協力事業終了から 3 年以上経過した本調査実施時にて、事業で達成された効果・成果が現在も持続しているかについての実施団体と現地カウンターパートの回答を下図に示す。

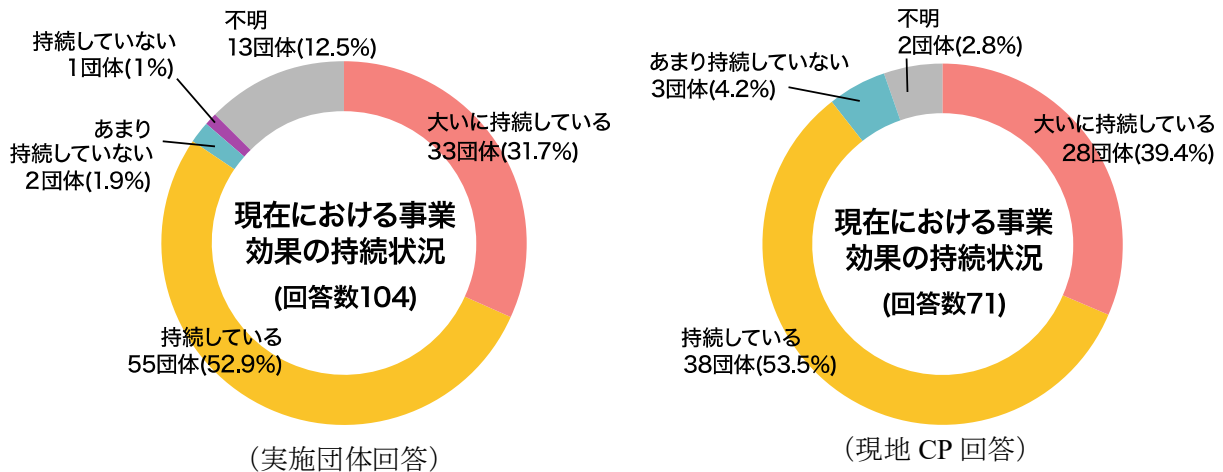


図 2-17：事業効果の持続状況

実施団体回答：

実施団体の約 8 割が草の根技術協力事業終了後 3 年を経過した現在も事業効果が持続していると認識している。一方、「不明」と回答した実施団体数は 13 で、理由として、「実施団体の資金難により現地事務所閉鎖したためフォローアップができない」、「事業終了後に対象国での事業が終了し、現地の状況を確認する機会がない」、「異動・退職等により当時の関係者（実施団体も CP も）が残っておらず現状確認ができない」と回答している。外部要因として「Covid19 の影響で現地フォローアップ調査ができない」、「現地の政情（ミャンマー）」も持続状況が不明である理由にあげられた。

事業効果が持続していないと回答した理由には、「CP 側の政策・仕組み・予算に組み込むことができなかった」、「実施団体による継続的支援ができなかった」、「移転したモデル・技術の適合性」との回答があった。

現地 CP 回答：

回答した CP の約 9 割が事業終了後の現在も事業効果が持続していると認識している。

CP が「あまり持続していない」と回答した理由は実施団体の回答と同様に、「CP 側の政策・仕組み・予算に組み込むことができなかった」、「実施団体による支援が続かなかった」、「移転したモデル・技術の適合性」があり、他に「事業後のモニタリングが不十分だった」、「十分な技術移転がなされなかつた」ことがあげられた。

実施団体の回答と比べ事業効果が持続しているとの回答が多く、また「不明」という回答が少ないことから、実施団体と比較すると、CPの方がより現状を把握していると思われる。

(5) 事業効果・成果の持続要因

事業効果の持続を可能にしていると思われる要因について、実施団体と CP がどのような認識を持っているかを訊いた。

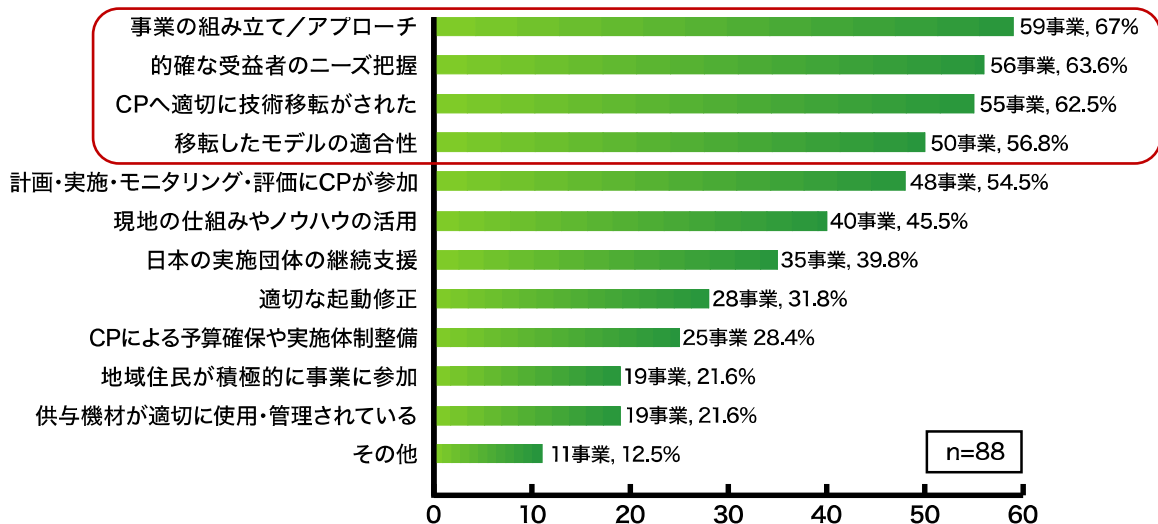


図 2-18：事業効果・成果の持続要因（実施団体回答）

実施団体の回答：

約 6 割の実施団体は事業効果・成果の持続要因として「事業の組み立て／アプローチ」・「的確な受益者のニーズ把握」・「CP への適切な技術移転」・「移転したモデルの適合性」といった、事業の妥当性・適合性・計画性に関わる事項を上位要因として選択している。

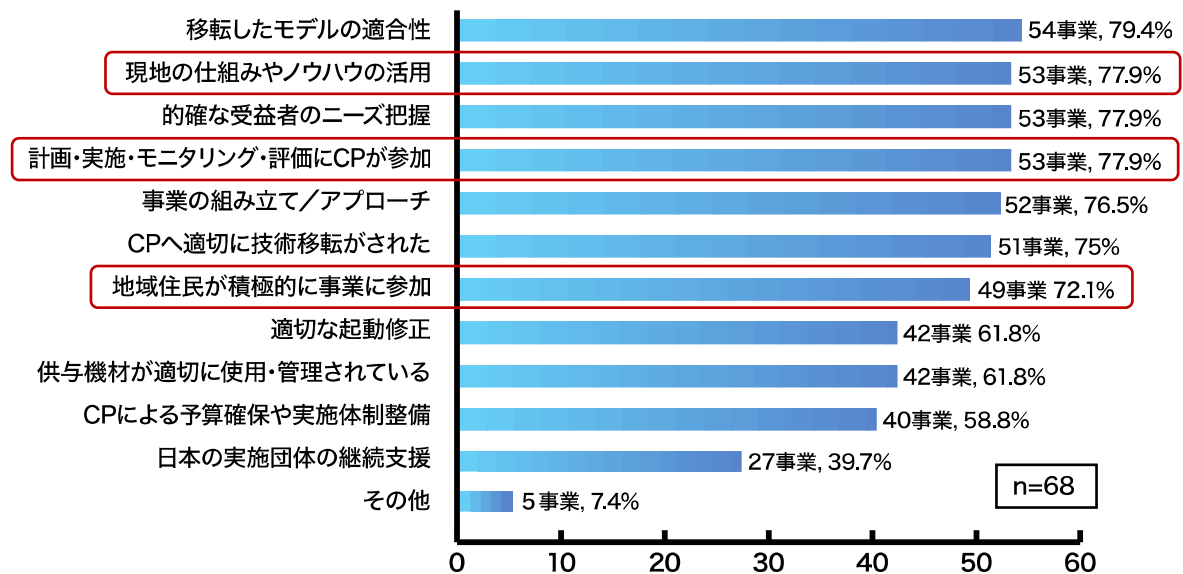


図 2-19：事業効果・成果の持続要因（現地 CP 回答）

現地 CP の回答：

CP も実施団体と同様に事業効果・成果の持続要因として「移転したモデルの適合性」、「的確な受益者のニーズ把握」、「事業の組み立て／アプローチ」の重要性を認識しているが、「現地の仕組みやノウハウの活用」、「計画・実施・モニタリング・評価に CP が参加」、「地域住民が積極的に事業に参加」も多くの CP が選択しており、効果持続の要因として現地側のステークホルダーの関与・投入の重要性をより強く認識している。

（6）草の根技術協力事業終了後の現地 CP の役割

草の根技術協力事業終了後に CP が担うことが期待された役割・活動について実施団体と CP に訊いた。

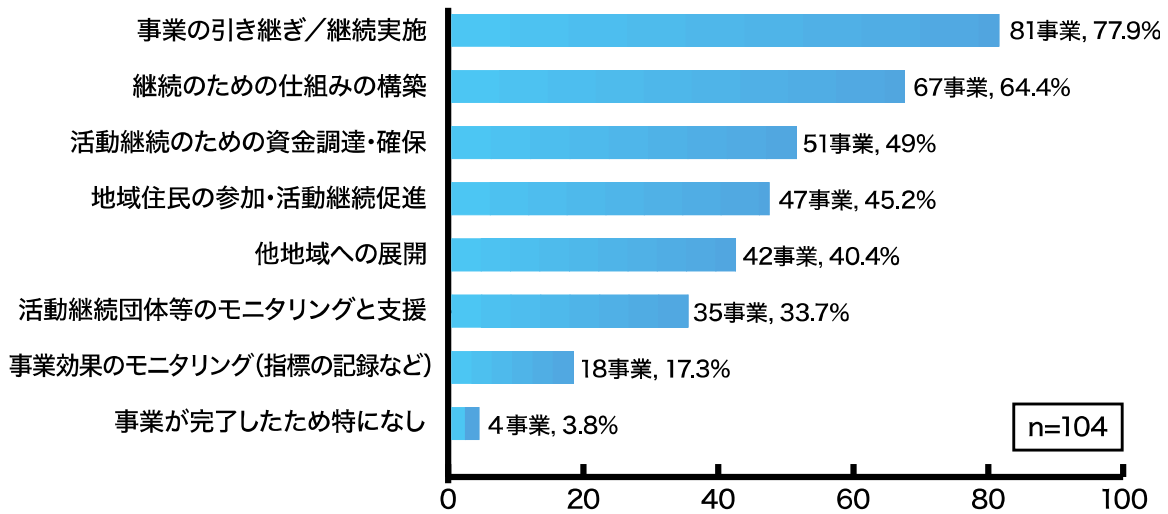


図 2-20：事業後の現地 CP の役割（実施団体回答）

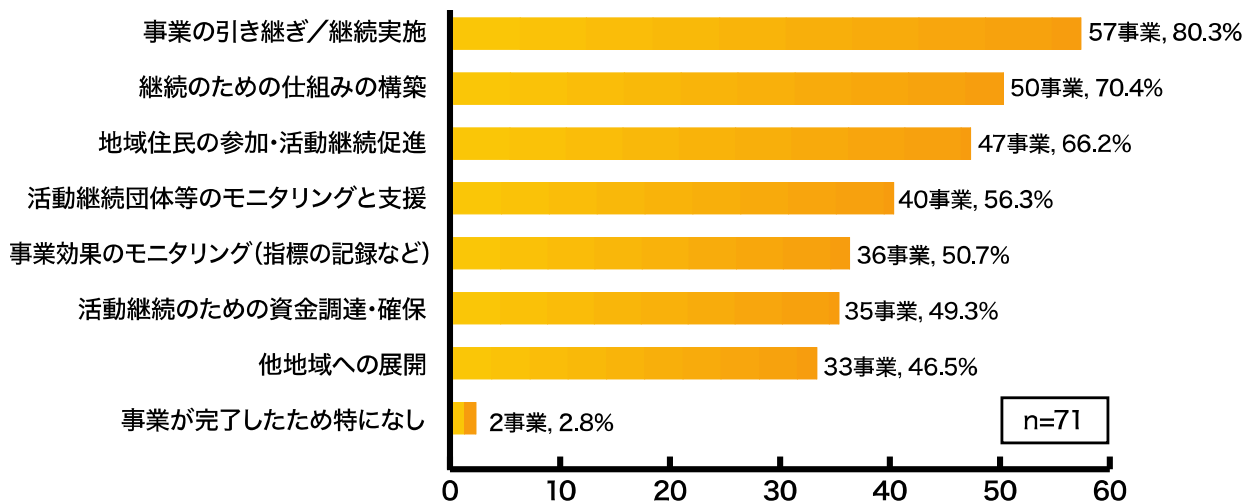


図 2-21：事業後の現地 CP の役割（CP 回答）

実施団体の回答によると、「事業の引き継ぎ/継続実施」、「継続のための仕組みの構築」、「地域住民の参加促進」、「活動継続のための資金調達・確保」が CP の役割であったとしている。CP 自身の回答は実施団体の回答を若干の違いはあるが顕著な差はなく、実施団体と CP 自身も、概ね同様の認識を持っていることがわかった。

（7）カウンターパートは期待された役割を果たしているか？

草の根技術協力事業終了後に CP は期待された役割を果たしているか、実施団体と CP に訊いた。

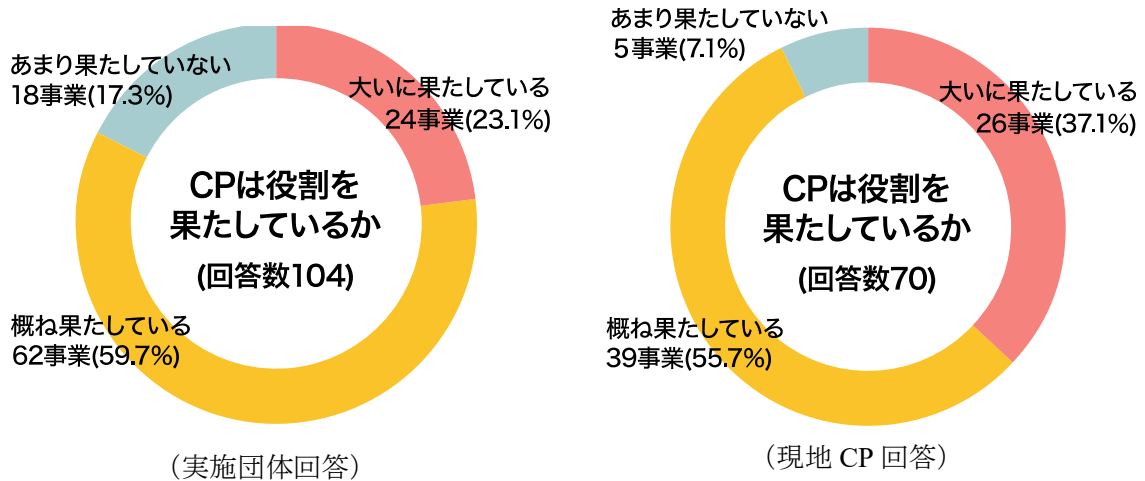


図 2-22：現地 CP は役割を果たしているか？（実施団体回答）

約 8 割の実施団体が、草の根技術協力事業終了後も CP が「大いに役割を果たしている」または「概ね果たしている」と回答した。「あまり果たしていない」という実施団体の回答のうち、理由として以下の課題・要因が実施団体によって示された。

- CP が人材を確保できなかった。
- 実施体制を維持できなかった。
- 予算を確保できなかった。
- CP の不適切な扱いにより訓練したボランティアが去ってしまった。
- CP のトップの交代。
- 事業継続の主体が地域住民に移った。
- CP の上位機関の指示。
- 他の優先課題・緊急事態の発生。

「あまり果たしていない」と回答した CP は、理由として以下の課題・要因をあげた。

- 人材と体制を確保できなかった。
- 予算を確保できなかった。
- 他の優先課題・緊急事態の発生。
- 必要な機材の維持管理費が高額。

(8) 草の根技術協力事業終了後の実施団体と CP の協力関係

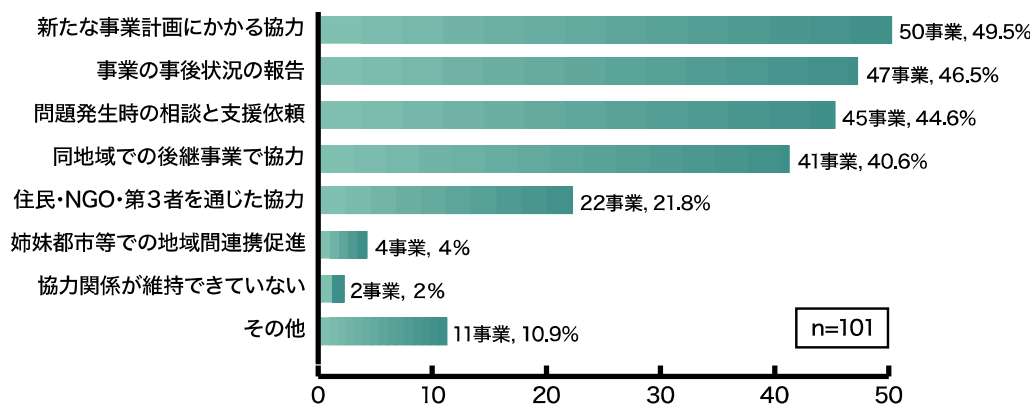


図 2-23：事業後の実施団体と CP の協力関係（実施団体回答）

草の根技術協力事業終了後の実施団体と CP の協力関係では、「新たな事業展開にかかる協力」、「事業の事後状況の報告」、「問題発生時の相談と支援の依頼」、「同地域での後継事業で協力」が主な内容として挙げられた。約半数の事業にて、実施団体と CP の間で新規の事業計画に向けた取り組みがなされている。また、「その他」としての自由記述回答では、CP などの事業関係者だけでなく、地域としての協力や、ビジネスマッチングの提供関係にいたっているケースも少数ながら確認できた。

（9）供与機材の使用・管理状況

技術移転事業においては、人的資源や知識を介したソフト面の技術移転に加えて、機材などの物理的な支援投入も不可分なケースが多い。現在の機材の状況と、機材が現在も適切に使用・管理されている要因を訊いた。

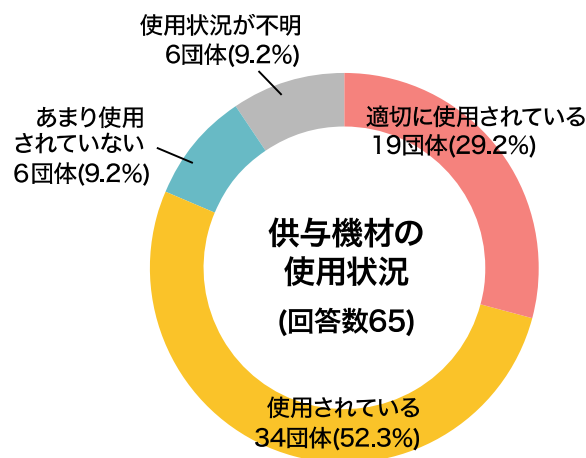


図 2-24：供与機材の使用状況（実施団体回答）

回答した団体の事業においては、事業で供与された機材は概ね現在も使用されている。機材の使用状況が不明、またはあまり使用されていない、と回答した実施団体も2割ほどあり、「供与機材が消耗品であったこと」、「CP の維持管理能力不足により状況が把握できない」、または「CP が機材維持管理費の予算確保をできなかった」という理由をあげている。

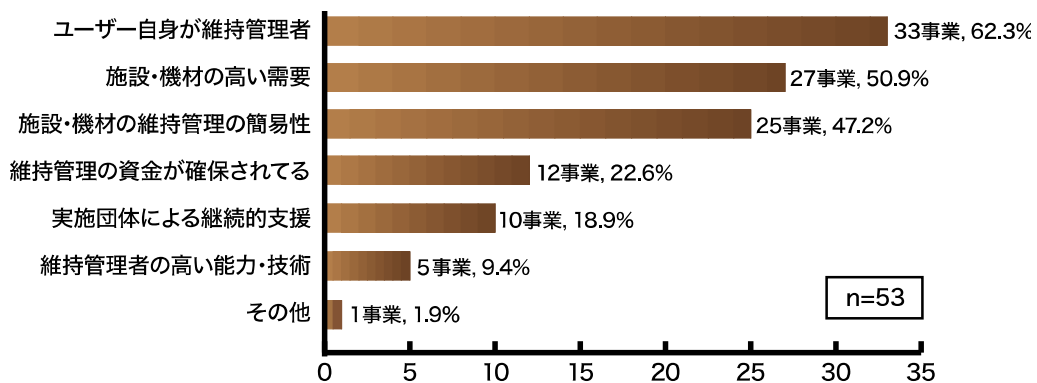


図 2-25：供与機材が適切に使用・管理されている要因（実施団体回答）

回答した団体中、約6割が「施設・機材の維持管理者がユーザー本人である」ことを、継続

的に機材・施設が適切に使用、および管理されている要因として挙げた。また、「施設・機材の高い需要」、「施設・機材の維持管理の簡易性」も半数近くの団体が要因としている。

2.3. 市民参加促進と日本社会への還元

草の根技術協力事業では 3 つの重要な視点の 1 つとして事業が「日本の市民の国際協力への理解・参加を促す機会となること」を掲げており、日本の実施団体の国際協力活動を促進させることと日本国内への開発途上国経験の還元も目的としている。「市民参加促進」と「日本社会への還元」の観点から、本調査に回答した実施団体が、草の根技術協力事業実施を通じてどのような活動を行い、どのような効果をあげているかを整理した。

2.3.1 市民参加促進と日本社会への還元にかかる事業効果

（1）市民参加促進にかかる効果

草の根技術協力事業を実施したことによる市民参加促進への効果について、実施団体が 4 段階評価した結果を下図に示す。

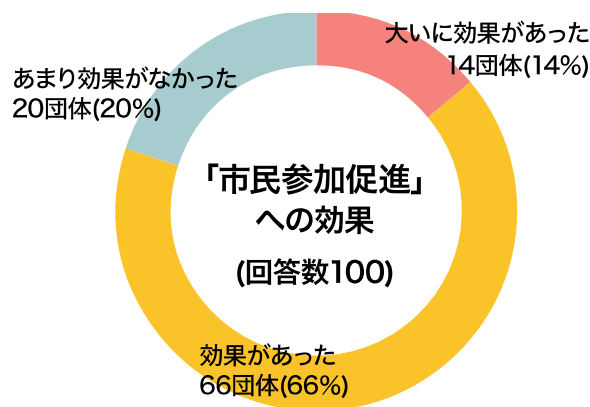


図 2-26：市民参加促進への効果

回答した実施団体のうち約 8 割が『市民参加促進』に対する効果を認識している。全く効果がなかったとの回答は無かった。

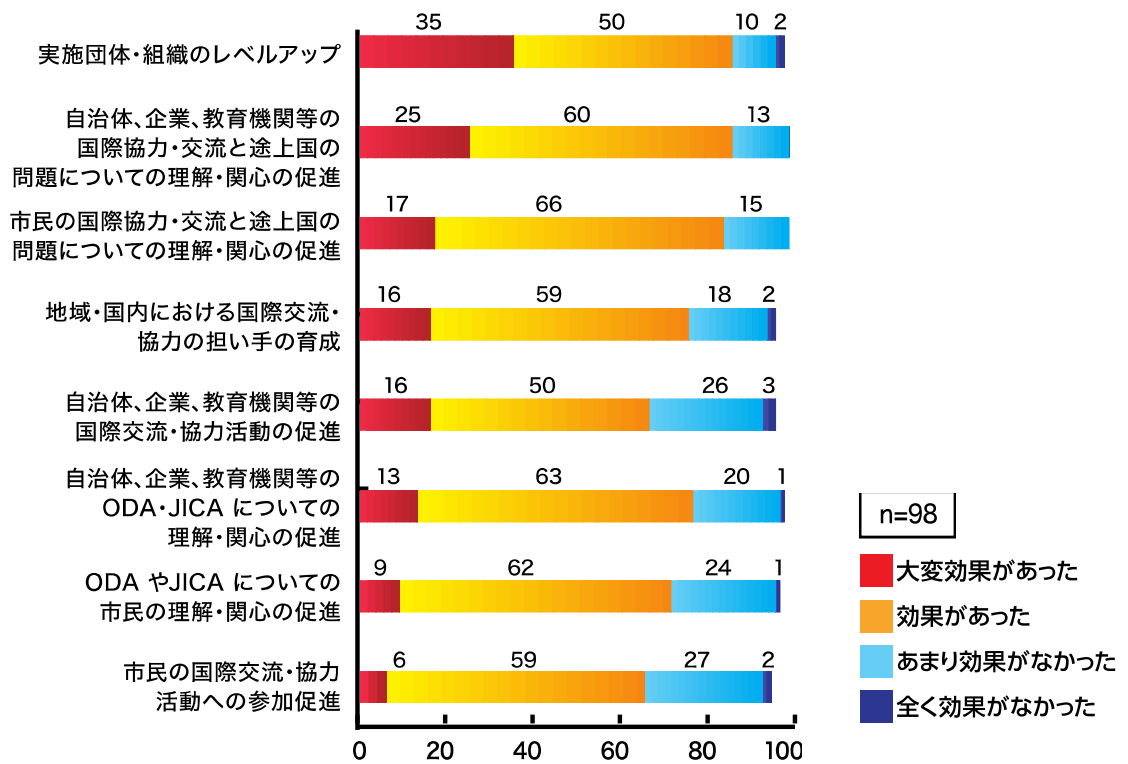


図 2-27：市民参加促進効果の内容

市民参加促進に対する効果の種類に関して、アンケートにて示した8つの視点について実施団体が4段階で評価した結果、「実施団体のレベルアップ」（人材育成）と自治体・企業・学校等による国際協力への理解促進において高い効果が得られたという意見が多かった。しかし、ODA や JICA についての理解促進や市民による実際の国際交流等への参加への効果は、上述した項目ほど効果は上げられなかったと実施団体は認識している。

（2）日本社会への還元かかる効果

草の根技術協力事業を実施したことによる日本社会への還元への効果について、実施団体が4段階評価した結果を下図に示す。

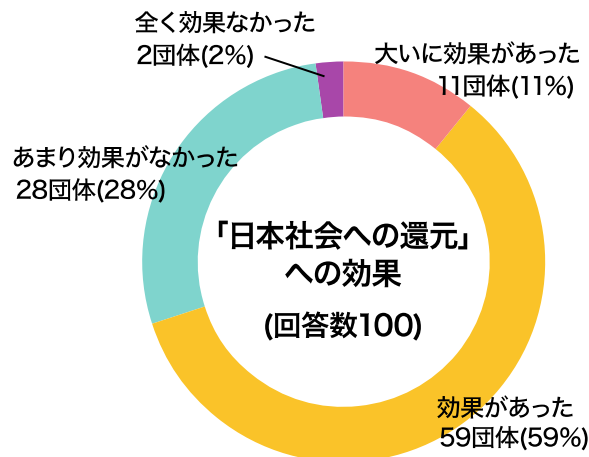


図 2-28：日本社会への還元への効果

約 7 割が「日本社会への還元」への効果を認識しているが、約 3 割が効果があり無かった、または全く無かったと評価した。「市民参加促進」効果と比較すると、事業による日本社会への還元効果は低かったと実施団体は認識している。

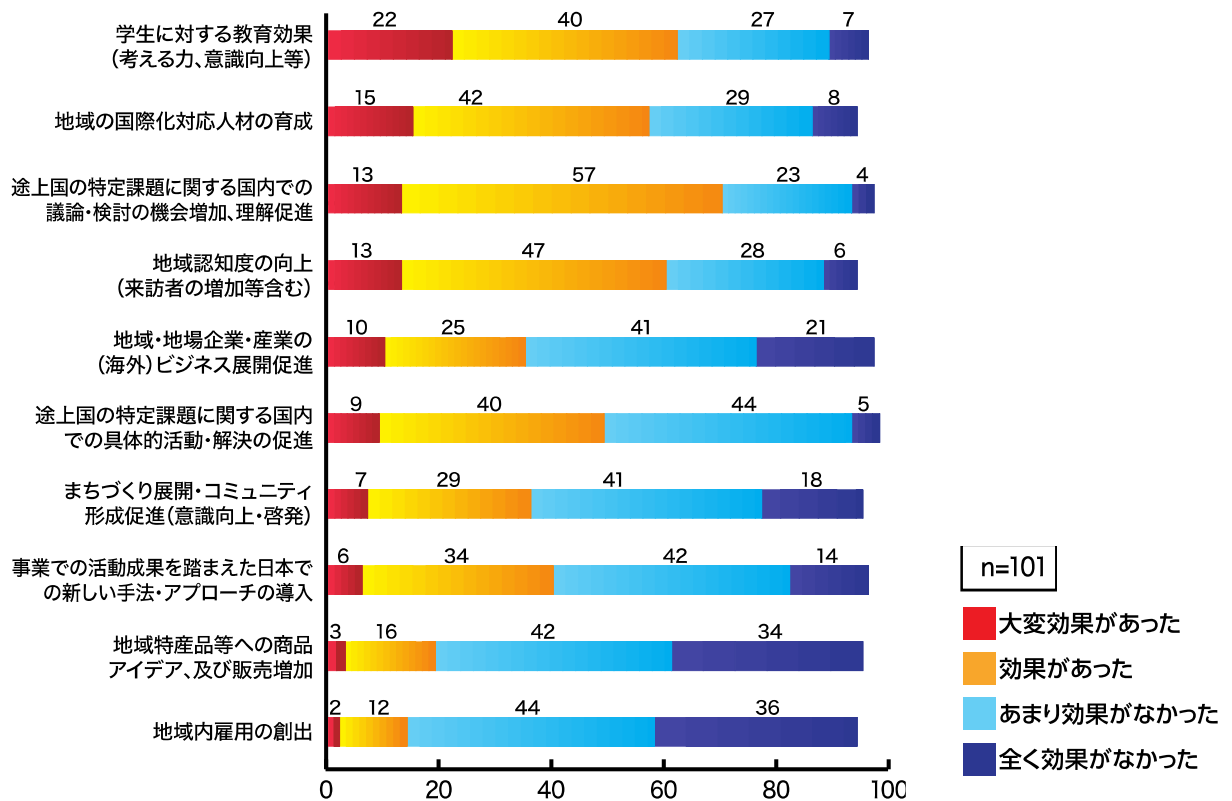


図 2-29 : : 日本社会への還元効果の内容

「日本社会への還元」につき、アンケートにて示した 10 の視点から実施団体が 4 段階で評価した結果 (図 2-29)、教育、人材育成、意識向上においては高い効果があったとの回答が多いが、地域の雇用創出の点では、高い効果は得られなかったとの回答も多い。市民参加促進と比べると、実施団体にとっては日本社会への還元の観点では、効果を上げづらい、またはその効果を認識しするのが難しいことが伺える。

2.3.2 「市民参加促進・日本社会への貢献」にかかる成果・活動事例紹介

実施団体が取り組んだ「市民参加促進・日本社会への貢献」に関する活動と効果を、対象となった参画関係団体別に下記に纏めた。

(1) 市民参加促進にかかる活動・成果の例

学校・教育機関が参加した活動と成果
<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修にて、大学、小学校、教育委員会等を訪問先としたことで、教育現場における国際協力への関心を高めることが出来た。 ボランティア活動として小学校での文具集めが行われた。小学校にて出前授業を行なった。

- 日本の生徒と現地の生徒とのビデオレター交換、ワークショップ作品の共同作成などは、物資支援以外の国際貢献・支援のあり方について、生徒と教員が理解を深める機会となった。
- 海外との関わりが研究活動のみであった教員が、国際協力活動に取り組める機会となった。
- 大学の講座で実施事業の発表を行った。
- 日本の小学校と現地の小学校とのオンライン交流を定期的に実施した。
- 講演や交流に参加し協力隊や国際協力関連団体（NPO 等）に参加した生徒たちがいる。
- 交流事業（本邦研修の際に学校等の教育施設を訪問、動物園や大学でイベントを実施）やシンポジウム「マダガスカルふしぎ大図鑑」（参加者約 350 名）により、市民や学生と研修員の直接的交流の機会を積極的に作ったことで、事業や現地のことをより身近に感じてもらった。
- 実施団体の県が実施する「国際協力人材育成事業」（参加者の旅費を件が負担）にて県内高校生が事業対象地を訪問した。事前講義を通じて本事業への理解を深めてもらい、その他にも県内の大学でも複数回の講義を実施した。

一般市民・自治体・民間企業・個人等が参加した活動と成果

- プロスポーツチームなど民間組織から相手国へスポーツ用品（ボール、シューズなど）の提供があり、国際協力への関心が高まった。
- 日本の支援者が寄付した車いすが、実際どんな人の元へ届けられるのか、という「支援の行き先とストーリー」がビデオ等による紹介でより身近なものとして認識され、寄付の支援者が増えた。
- 草の根技術協力事業で資源植物栽培を担当した専門員が JICA シニアボランティアとなった。
- 青年海外協力隊との連携により、草の根技術協力事業の実施体制強化に加え、隊員の活動を促進させることができた。
- 現地のメディアを通じた防災啓発を図る活動にて、日本の新聞社の社員が現地渡航や国内受入を行ない、同新聞社によるダッカの現状の共有があった。
- 実施団体が運営する動物公園ビジターセンター内常設展示による市民（一般来園者）向けの、事業対象地の動植物公園の課題や、暮らし・事業などの紹介を行った。
- クラウドファンディングで本事業実施地域に機材供与を行い、事業効果を高めることができただけでなく、寄付行為を伴う日本人たちへの関心喚起となり、寄付者が現地訪問し、訪問後の報告会の実施と在京大使への訪問・報告等がされるなど積極的な行動変容を生み出した。
- 現地特産品であるコーヒー豆を市内複数のカフェ業者が焙煎し、両市交流を記念したコーヒーを商品化した。
- 実施団体である市が進めている現地事業対象地の市との都市間協力をけん引する事業として

進められ、草の根技術協力事業を通じた職員や企業の相互派遣は、両市の信頼関係の構築や国際協力における実施団体の市のプレゼンス向上に大きく貢献した。

- 本邦研修では、町内会の環境事業推進委員等に講師を務めてもらい、現場の啓発活動を研修プログラムに組み込むことによって、環境分野における市民参加型の国際協力・交流を進めることができた。
- プロジェクト参加住民を招聘し本邦研修を行った。プロジェクト実施に協力いただいた町でホームステイを行った。
- 本邦受入れ活動にてホームステイの受け入れをした者が国際協力分野に進学した。
- 本邦へのスタディツアーの受け入れを行った。その時に、東京都および八王子市の行政の障害担当部署を訪問して行政官同士の交流を行った。
- コミュニティ防災の相互学習のため現地を渡航した市民（女性防災士）が、帰国後防災教育の歌を作成した。地域の防災意識向上の一つの手段として、地域住民とイベント等で歌いつづけ情報発信している。
- 実施団体が所在する地域の銀行から 2256 着の女性用旧制服が事業対象地の市へ寄贈されたこと、外務省 NGO 連携無償資金事業により県内の消防から救急車が同市へ寄贈される等、草の根技術協力事業の実施を通じこれらの取り組みが新しく展開された。

（2）日本社会への還元にかかる活動と成果の例

学校・教育機関が参加した活動と成果

- 現地に専門家として派遣した教員が、現地の教育からヒントを得て、その後教育研究活動に取り入れた。
- 理事（大学教員）が国際協力のノウハウを習得し、ASEAN 諸国から多数の留学生を受け入れ（延べ約 100 名）、大学の国際化、及び日本人学生の国際的素養促進に貢献できた。
- 日本の自治体と協力し、草の根技術協力事業をモデルに小学生向けの SDGs テキスト（電子ファイル）を作成し、自治体の小学校での活用がされるようになった。小学校教員ともそのテキストの活用方法について工夫や話し合いをしている。
- 大学の講義にて事業成果や現地の課題を共有し、大学生らの間で日本の現状についての新たな議論・発見に発展させることが出来た。

一般市民・自治体・民間企業・個人等が参加した活動と成果

- 技術移転を担った日本の民間企業の草の根技術協力事業での実績により、同企業の技術向上や知名度向上につながった。

- 本事業に参画した民間企業が、草の根技術協力事業終了後に事業対象国にて食品廃棄物削減に向けた取り組みを JICA 中小企業・SDGs ビジネス支援事業にて実施中であることから、本事業は地元企業の海外進出の足掛かりになった。
- 観光開発事業での本邦受入れ活動を通じ、現地でホームステイを営む女性と、日本で農家体験民宿を営む夫婦との間で、サービスのつくり方等の相互の学びの機会を持つことが出来た。
- 日本の事業モデルを現地へ導入することで、実施団体の若手職員などは、過去に日本でどのようにそのモデルが発展し、普及していったかというプロセスを経験することができる。事業モデルを日本の他の自治体へ紹介・導入する際、草の根技術協力事業で得たノウハウと人材の経験が大いに発揮されている。
- 実施団体の職員・専門家が事業に参加することで、団体内の技術レベルアップ・意識向上に繋がっている。
- 事業終了後フィリピンで開発したライフスキル向上プログラムを日本の子どもたちにも展開したいと考え、日本の児童福祉施設の関係者の方々と意見を交換した。現在は草の根技術協力事業の第3フェーズで日本への還元事業として、フィリピンで開発したライフスキル向上プログラムを日本の子どもたち向けに改定し、日本でのライフスキル向上プログラムの実施に取り組んでいる。

(3) 実施団体の属性ごとの取り組み

草の根技術協力事業を契機に新たに始めた活動、及び草の根技術協力事業実施以前から続けている活動について、アンケート調査結果（18種の活動より複数選択回答）から実施団体の属性（NGO/NPO、地方自治体、大学、公益法人・その他の4属性）ごとの活動数を表 2-2 に纏めた。

表 2-2：実施団体属性ごとの国内での活動比較

活動内容	NGO/NPO (46団体)				地方自治体 (16団体)				大学 (15団体)				公益法人・その他 (26団体)			
	継続		新規		継続		新規		継続		新規		継続		新規	
会報・ニュースレターの発行	30	65%	5	11%	10	63%	2	13%	5	33%	1	7%	8	31%	1	4%
ホームページ/SNSによる情報発信	31	67%	12	26%	9	56%	4	25%	7	47%	1	7%	17	65%	2	8%
説明会・セミナー・講座の開催	25	54%	13	28%	6	38%	6	38%	8	53%	0	0%	8	31%	3	12%
イベントの実施・参加	27	59%	8	17%	6	38%	6	38%	8	53%	3	20%	10	38%	3	12%
大学・学校との交流（講義・イベント実施等）	23	50%	6	13%	5	31%	3	19%	10	67%	1	7%	7	27%	4	15%
現地活動に対する市民等からの物資・資金等の募集	19	41%	5	11%	1	6%	1	6%	2	13%	2	13%	2	8%	1	4%
実施草の根事業で生産された製品・食品等の日本国内販売	6	13%	2	4%	1	6%	2	13%	1	7%	1	7%	1	4%	1	4%
現地での視察等の受入	14	30%	10	22%	5	31%	2	13%	2	13%	2	13%	6	23%	3	12%
学生・市民等の国内活動参加機会の拡大・強化	16	35%	7	15%	2	13%	2	13%	4	27%	3	20%	5	19%	1	4%
現地におけるインターン・ボランティア受入	13	28%	6	13%	2	13%	1	6%	3	20%	1	7%	2	8%	1	4%
スタディツアーの実施	14	30%	4	9%	1	6%	1	6%	4	27%	2	13%	2	8%	2	8%
マスコミ・メディアを活用した広報	21	46%	10	22%	6	38%	5	31%	5	33%	1	7%	9	35%	5	19%
学会・専門誌等への発表	11	24%	10	22%	4	25%	5	31%	5	33%	1	7%	5	19%	1	4%
研修・交流事業等、現地関係者の国内受入	20	43%	5	11%	5	31%	8	50%	6	40%	3	20%	9	35%	4	15%
国際協力活動に対する地域・国内主体の参加促進	12	26%	9	20%	3	19%	3	19%	4	27%	1	7%	2	8%	2	8%
自治体（自治体他部署）との連携事業の実施	9	20%	6	13%	5	31%	3	19%	3	20%	2	13%	7	27%	1	4%
途上国支援の経験・ノウハウを活用した国内課題解決への取り組み	11	24%	3	7%	0	0%	3	19%	2	13%	1	7%	4	15%	2	8%
職員増員（正規・臨時）	6	13%	7	15%	0	0%	1	6%	1	7%	0	0%	3	12%	3	12%
合計	37%		15%		25%		20%		30%		10%		23%		9%	
1団体あたりの活動数（継続と新規）	6.7		2.8		4.4		3.6		5.3		1.7		4.1		1.5	
1団体あたりの活動数	9.5				8.1				7.1				5.7			

表中の18種の活動内容のうち、1団体あたりの平均活動数はNGO/NPOが9.5、地方自治体が8.1、大学が7.1、公益法人・その他の団体が5.7であった。NGO/NPOが比較的活発な市民参加促進・及び日本社会への還元に向けた国内活動を行なっていることがわかる。NGO/NPOにとって支援者（サポーター）ネットワークの拡大の重要性が高いと思われる。新たに始めた活動数は自治体が一番多く、市民や地域への情報発信や説明責任の意識を強くもっていると推測できる。

第3章 草の根技術協力事業の利便性・改善

第3章では草の根技術協力事業・制度、または JICA に対する実施団体と CP からの要望、事業実施にて実施団体が負う事務的負荷、及び他資金協力事業・スキームを考察する。なお、草の根技術協力事業は 2021 年度に制度が改定され、特に間接経費率が大幅に増えたことにより事業費の積算・精算作業等の簡素化が行われた。本調査対象事業は右制度改定以前に契約及び実施された事業であるため、本書におけるアンケート調査・フォローアップ調査で得られた実施団体の回答・意見・要望等は、各調査対象事業の実施時の制度下に基づくものである。よって、実施団体から寄せられた情報の一部については現状の制度（2021 年度の制度改定後）には当てはまらない場合がある。

3.1. 制度への改善要望

3.1.1 JICA から実施団体へのサポート

(1) JICA との事前コンサルテーション（応募相談）の有効性

JICA との事前コンサルテーション（応募相談）がどのような点で有効であったかを実施団体に訊いた。

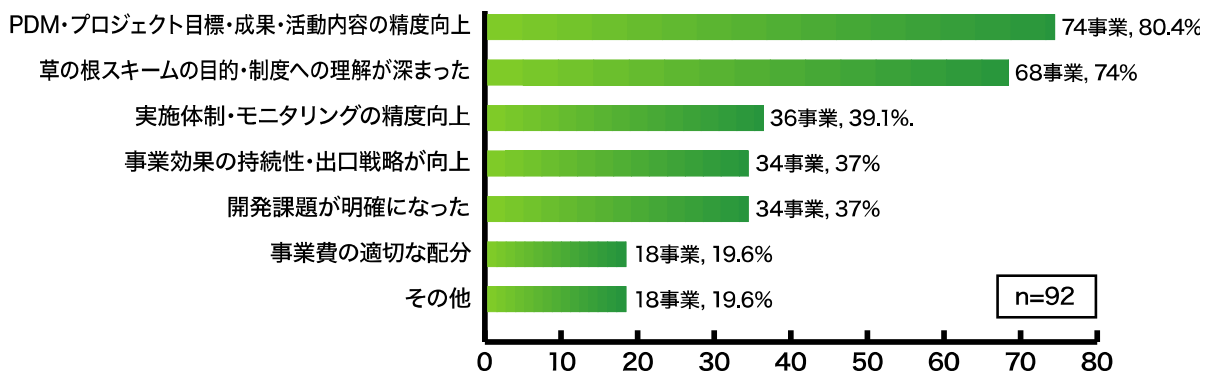


図 3-1 : JICA との事前コンサルテーションの有効性（実施団体回答）

回答した 92 団体のうち、「プロジェクト目標、アウトプット、活動内容の精度が向上した」、「草の根技術協力事業の目的・制度についての理解が深まった」の 2 点について約 8 割の団体が有効であったと回答した。「事業実施管理体制・モニタリングの精度向上」、「事業効果持続性と出口戦略の精度向上」、「開発課題の明確化」の観点では、4 割弱の実施団体が事前コンサルテーション（応募相談）の効果として認識している。

(2) 事業実施中の JICA によるサポート・アドバイスの有効性

事業実施中において、JICA によるどのようなサポートやアドバイスが、実施団体にとって有効であったかを訊いた。

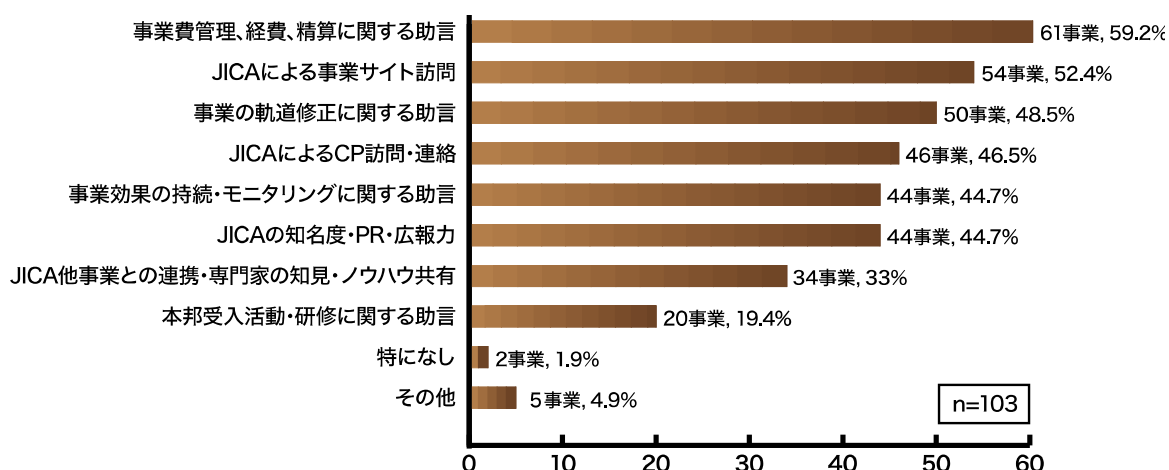


図 3-2：事業実施中の JICA によるサポート・アドバイスの有効性（実施団体回答）

事業実施中の JICA によるサポート・アドバイスの有効性について、約 6 割の実施団体が「事業費管理、経費、精算に関する助言」を有効なサポートとして選択しており、経費・精算にかかるサポートのニーズがあることがわかった。「事業サイトや CP への訪問」及び「JICA の知名度・広報力」が有効であったとの回答も多く、JICA のプレゼンスと事業への関与が求められていると言える。「その他」の回答には「参画自治体との調整」、「CP 候補からの事業協力合意の取付け」、「対象国での実施団体の NGO 登録にかかる情報提供」があった。

3.1.2 実施団体からの制度・JICA への要望

アンケート調査及びフォローアップ調査にて実施団体から回答のあった草の根技術協力事業・制度全般に関する意見・要望等を以下に纏めた。

(1) JICA による事業サイト及び CP 訪問の頻度

- 事業実施現場レベルにおける事業の進捗状況の把握、実施団体・従事者・CP・ターゲットグループ・ステークホルダーが抱える課題・問題への理解、CP やターゲットグループの事業へのコミットメントの促進のためにも、JICA（現地事務所・主管部）による事業サイト・CP への訪問や CP らとの協議の機会がもっとあると事業がより円滑に実施できる。

(2) 他の JICA 事業・専門家、JICA 地域部との連携

- 草の根技術協力事業の実施団体、及び事業に参加した専門家らは、事業の対象分野や対象地域について高度な知見や現地関係機関とのネットワークを有するため、JICA の他事業のチームや専門家への情報提供やノウハウの提供が可能である。よって、草の根技術協力事業の実施団体と、関連する「分野・テーマ」（保健、教育、など）や「地域」（アフリカ部、中南米課、など）の JICA の部署や事業チームとの接点や連携がさらに強化されることで相乗効果が期待できるのではと思う。

(3) 事業費に計上可能な費目の柔軟性

- 事業実施後の現地モニタリング・フォローアップ調査により、事後の活動継続の促進、及びより精度の高い成果・指標の評価が可能となるが、実施団体の人的・予算的制約のため、自社団体によるプロジェクト実施後の調査実施が困難である。
- 現地でのワークショップ等にかかる費用の制限（ランチ代、交通費）により、現地 CP やターゲットグループ、低所得者への負担が大きい。

(4) その他

- 現地 NGO が CP となるケースが多いが、現地 NGO の実態・体制・実績など、計画段階で得られる情報が不十分であるため、JICA 現地事務所による現地 NGO（または CP 候補団体）のデータベースがあると有益である。（※補足：JICA が配置する NGO デスクでは一部国（ベトナム、ネパール、カンボジア）等で現地 NGO の情報を公開しているほか、2020 年度に 12 か国で NGO プロファイルを作成している）
- 事業提案書の書式、審査項目に対する配点の頻繁な変更は、事業を提案する側として負担となる。

3.1.3 現地 CP からの制度・JICA への要望

(1) JICA に求めるサポート

CP が JICA に期待するサポートについて CP に訊いた。

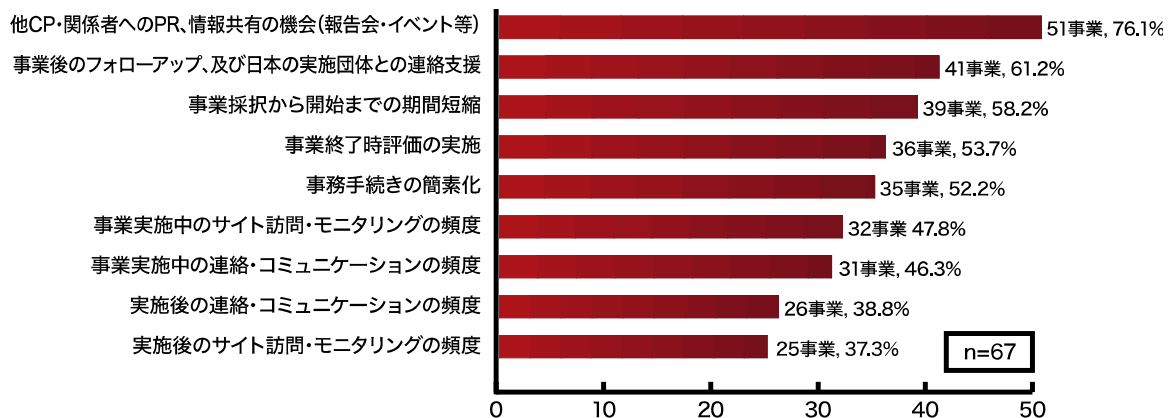


図 3-3 : CP が JICA に求めるサポート (CP 回答)

アンケートにて示した 9 種の項目から、7 割の CP が「他 CP や外部機関への情報共有の機会（報告会・イベント）」を選択した。自由記述回答でも、「自分達の事業・実績を他地域や上位機関へシェアしたいが、（自団体の働きかけだけでは）機会が得られない」との声があった。「草の根技術協力事業終了後のフォローアップ（モニタリング）支援・情報共有」、「より頻繁なコミュニケーション」、「書類（事務）手続きの簡略化」を要望する回答もあった。

3.2. 事務的負荷について

本調査は草の根技術協力事業制度改善に資するものとなることを目的としていることから、

一つの視点として、実施団体が草の根技術協力事業を実施する際の「契約・案件管理等にかかる事務的負荷」にかかる実施団体の意見・課題を抽出し、本制度の改善や今後目指すべき方向を具体的に検討するための情報を取り纏めた。

3.2.1 実施団体からの事務作業・経費経費に関する要望

（1）事務作業・経費に関する要望

実施団体に、事務作業・経費に関する要望を聞いた。

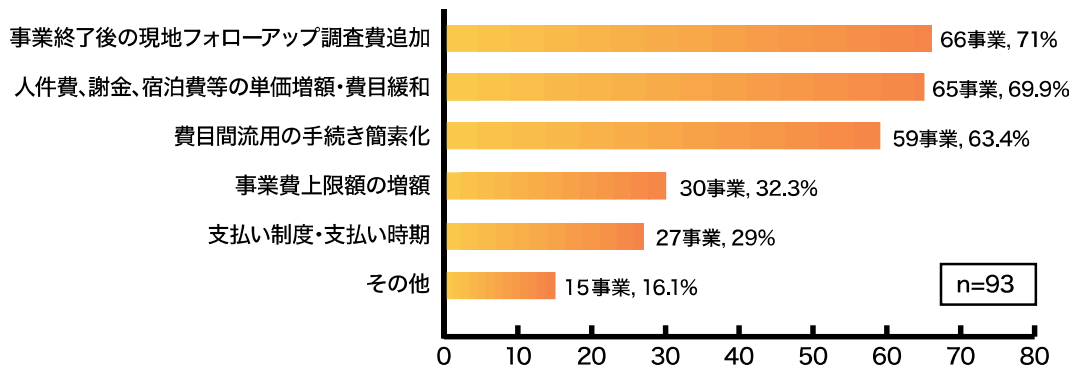


図 3-4：事務作業・経費に関する要望（実施団体回答）

約7割の団体から「事業終了後の現地フォローアップ調査費」を求める声があった。他に、計上できる費目の緩和、人件費・謝金等の単価見直し、という点にも多く回答が集まった。

「その他」の回答：

「契約前の実施団体による事前調査費、準備・調整費の追加」、「事業提案時に求められる経費詳細内訳作業（現地での見積り取得など含め）の緩和（事業開始後/契約後に詳細内訳とする）」、「間接経費率の引き上げ」、「現地の慣習への理解」、「資機材の購入・譲渡にかかる裁量権」、「為替変動への対応」についても言及があった。

（2）作成・対応が困難であった事務作業

実施団体に、草の根技術協力事業の実施にあたりどの事務作業が困難であったかを聞いた。

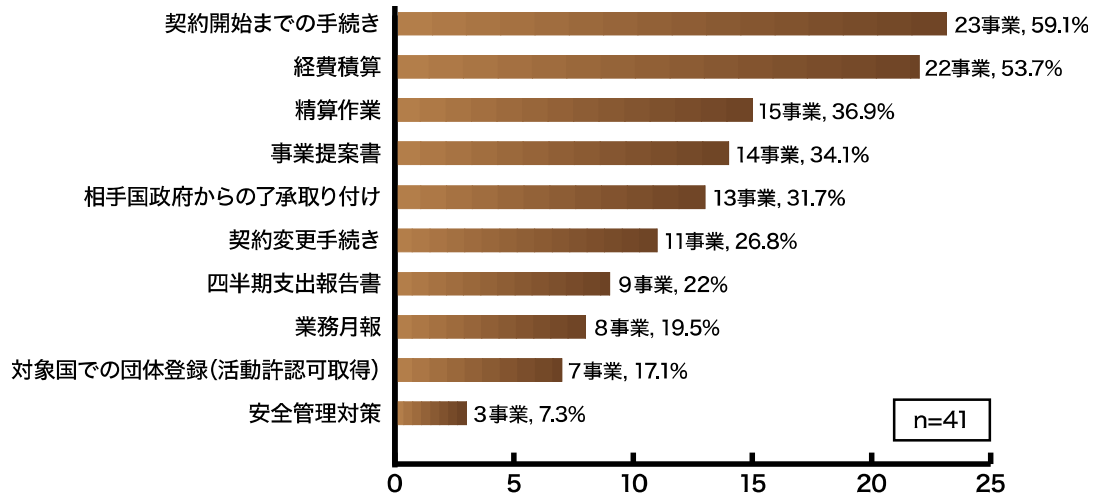


図 3-5：作成・対応が困難であった事務作業（実施団体回答）

回答した約半数の団体が草の根技術協力事業の実施に当たり困難だった作業として「契約開始までの手続き」と「経費積算」を選択している。「事業提案書」と「相手国政府からの了承取り付け（NGO 登録・活動許認可）」も上位に含まれており、事業開始前に行う事務作業が、実施団体が煩雑と感じている点を確認された。

3.2.2 実施団体からの意見・課題点のまとめ

アンケート調査の自由記述回答とフォローアップ調査で実施団体から寄せられた事務的負荷に関する意見・要望を下記に纏めた。なお、事業実施環境や人員体制は団体ごとに異なり、調査で得た回答には団体個々の事業で発生した特殊なケースや事情に対する意見・要望も多くあった。制度の改善以上に実施団体自身での対応、及び団体内の体制構築やノウハウの蓄積も極めて重要である点に留意が必要である。また、2021 年度の制度改定により現在の制度下では既に改善または大きく緩和されている課題点も下記に含まれている。

（1）事務的負荷に関する実施団体の意見・要望

現地の実施体制について

- 着実な現地での活動の実施とアカウンタビリティを確保するために、現地の事務・会計にかかる人員への予算配分が必要であるが、予算制約上現地の人員体制を十分に組むことが難しい場合がある。
- 現地人材の件費単価の算出根拠提出が困難。正式に件費を公開している公的機関や会社は少なく、特にインフレが激しい国や時期によっては件費の算出根拠を出すのが困難で、手続きに時間を要すると現地の水準を下回ってしまう。

積算・精算・会計にかかる事務作業について

- 精算では領収書の原本提出が必要であるが、遠隔地から国際便を使用すると到着までの所用日数が不確定であり、紛失リスクもある。コロナ禍においては郵送が止められたこともあるため、電子版領収書など紙媒体以外での精算方法^{注釈1}が検討されるべき。
- 一部単価等の設定で主管部との文書取り交わしが求められることがあったが、現地水準価格等を参考にすればよい。
- 事業経費の積算、見積り：現地スタッフの出張時宿泊費の上限を在外事務所に確認したり、車両借上げの回数の積算の根拠追加提出を求められたり、（事業により困難な点は異なった）「妥当な積算」に双方合意できるまでのプロセスが長いことため簡略化を求める。

その他について

- 成果と活動を同じフォーマット内に記載できるようにすべき（活動と照らし合わせてどのような成果が生まれたのかを並べてレビューできるため）。
- 業務月報の Excel フォームの簡素化。
- 現地業務連絡先届：変更なしの場合は毎月の提出は不要。
- 国内機関と在外事務所の窓口があり、両方に同じ情報共有をするのが困難。国内機関に報告を全て上げているので、国内機関と在外事務所間での密な情報共有体制も求めたい。

3.3. 他資金協力事業との比較

開発途上国で NGO/CSO 等が行う国際協力事業・活動に対し、日本国内の公的機関や財団等が提供する資金協力制度・スキームは複数存在する。本調査では、類似性が高いと思われる他資金協力制度・スキームに関する情報を纏めた。

3.3.1 他資金協力事業の概要・応募条件等の比較

NGO や CSO 等市民団体の国際協力活動にかかる民間助成金や外務省の日本 NGO 連携無償資金協力事業等の概要を調査し、対象分野、応募要件や案件管理方法等を整理し草の根技術協力事業制度との比較を行った。

対象とした他資金協力制度・スキームの選定条件は以下の通り。

- 途上国支援を目的とした NGO/CSO 向け助成金であること
- 助成上限額が 150 万円以上のスキームであること

^{注釈1} 現在は証憑の提出方法は状況に応じてある程度柔軟な対応が可能である。

調査方法・情報源は、①JANIC へのヒアリング、②実施団体からのアンケート回答（他資金協力制度の実施経験の有無）、③文献調査（財団ウェブサイト等）とし、以下の7つの資金協力制度の比較を行った。

表 3-1：他資金協力制度

	助成機関	助成制度名称
1	外務省	日本 NGO 連携無償資金協力
2	外務省	国際開発協力関係民間公益団体補助金(NGO事業補助金)
3	日本財団	日本財団助成金
4	一般財団法人日本国際協力システム (JICS)	JICS NGO 支援事業 2021 年度支援対象事業
5	The Global Partnership for Social Accountability (世界銀行から助成)	Global Partnership for Social Accountability
6	JANIC (オープン・ソサエティ財団から助成)	JANIC グローバル共生ファンド
7	地球環境基金(環境省)	地球環境基金 助成金

上記に抽出した他資金協力制度の中でも、特に類似性の高い外務省の日本 NGO 連携無償資金協力（以下、N 連）に関しては、他資金協力制度とは別に比較と考察を行った。

なお、上記以外にアンケート調査にて過去約 5 年間に草の根技術協力事業以外に実施団体が利用した国際協力にかかる他資金協力制度を聞いたところ、以下の制度が挙げられた（これらは支援額が小規模または申請団体の所在地が限定される制度・スキームであり草の根技術協力事業との類似性が低いことから比較対象として調査に含めていない）。

日本国際協力財団助成、JPF、環境省、国連 (UNEP)、JAIF (日・ASEAN 統合基金)、トヨタ環境活動助成、緑の募金、イオン環境活動助成、BPRM (米国政府人口・難民・移民局)、国立国際医療研究センター、Japan Tobacco International Foundation、TOTO 水環境基金、住友財団、外務省人道支援事業（ミャンマーにおける平和構築支援）、APT (Asia Pacific Telecommunity) の資金によるアジア各国参加者への ICT 教育、総務省の海外 ICT 支援事業、各県・地方自治体・財団法人による助成金制度。

3.3.2 N 連との比較と考察

複数ある資金協力制度のうち、草の根技術協力事業制度と類似点が最も多いと思われる N 連との比較を行った。

(1) 草の根技術協力事業制度と N 連の応募要件と概要の比較

次項の表 3-2 にて、2021 年度における募集要項等の Web 上で入手できる情報・資料を基に両制度の応募要件、対象分野、申請書類等の概要を纏めた。

表 3-2：草の根技術協力事業制度と N 連の応募要件・概要の対照表

スキーム名	草の根技術協力事業	日本NGO連携無償資金協力
助成機関名	JICA	外務省
情報の年度	2021年度	2021年度
助成概要	国際協力の石のある日本のNGO/CSO、地方自治体、大学、民間企業などがもつ知見・経験に基づき提案する国際協力活動をJICAが提案団体に業務委託して実施する共同事業。 また、事業を通じて培った経験を日本の地域社会の課題解決や、地域の活性化に貢献させることも目的とする。以下、3つの視点に基づく。 ① 日本の団体が主体的に行う、人を介した「技術協力」であること（現地関係機関との協働が前提） ② 開発途上国の地域住民の生活改善・生計向上に裨益する事業であること ③ 日本の市民の国際協力への理解・参加を促す機会となること	「顔の見える開発協力」、地域への密着、現地住民ニーズへの対応、政府・国際機関の支援では届かない草の根レベル、迅速性。2015年2月の開発協力大綱の「NGO/市民社会との連携」強化。
公募毎の採択規模（件数/額）	2020年度実績（前期・後期応募合わせ）： 支援型23件（応募47件）、パートナー型10件（応募39件）、地域活性型16件（21件中）	2019年度（令和元年度）の実績 62団体が32か国・1地域で113件の事業を実施。供与額：約56億円
助成・補助上限額	支援型：1,000万円 地域活性型：6,000万円 パートナー型：1億円	リサイクル物資輸送事業：1,000万円 マイクロクレジット原資事業：2,000万円 開発協力事業、NGOパートナーシップ、平和構築事業：5,000万円（1億円） 災害等復旧・復興支援、地雷・不発弾関係事業、重点課題対象事業：1億円
対象分野	<ul style="list-style-type: none"> 脆弱性の高い人々への支援（子ども・障害者・高齢者等） 市民社会の育成・生計向上 コミュニティ開発 人材育成（ノンフォーマル教育、教員養成、教育環境改善、職業訓練等） ジェンダーの主流化・ジェンダーの平等を目指したエンパワメント等 保健医療（栄養改善、感染症対策等） 防災の主流化（災害に強いコミュニティづくり等） 	<ul style="list-style-type: none"> 開発協力 NGOパートナーシップ（NGO共同体にて合同で実施する事業） リサイクル物資輸送 災害等復旧・復興 地雷・不発弾関係 マイクロクレジット原資 平和構築
事業実施期間	上限3年（パートナー型のみ2021年度は5年まで提案可）	12ヶ月以内（単年度事業）が原則 優遇措置（重点課題）の対象であれば最長36ヶ月の事業も可
対象国	JICA の在外拠点（事務所及び支所）が設置されているODA 対象国。 ただし、応募時点で外務省海外安全情報（危険情報）にてレベル3、レベル4に指定されている国・地域を除く。	レベル4（退避勧告）、レベル3（渡航中止勧告）のある地域は対象外。複数国をまたぐ事業は不可。
応募資格	特定非営利活動法人、一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、大学（学部・研究室を含む）等。主たる事務所を日本に置き、日本で施行されている法令に基づき設立された（法人登記簿謄本を提出）法人であること。国、地方公共団体、民間企業、独立行政法人、特殊法人を除く。 活動実績2年以上。1団体1件のみ応募（他の型に同時応募は不可）、JICA基金活用事業と同年度の応募は不可 対象国でNGO登録等が必要な場合、事前に登録が必要。	特定非営利活動法人又は公益法人（一般社団・財団法人、または公益社団・財団法人を指す）であること。日本に登録されている。国際協力が団体の定款等に記載がある。2年以上の国際協力活動実績。資金管理能力。人員・支出状況（HPで公開していることが望ましい）。
応募期間	2021年度：8月27日 募集開始、支援型11月締切、パートナー型、地域活性型 12月締切	年1回（7月）
申請方法	オンラインまたは持参・郵送	オンライン（電子データ）

スキーム名	草の根技術協力事業	日本NGO連携無償資金協力
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> 事業提案書：表紙・目次など除き20ページ(支援型は別様式7ページ) <ul style="list-style-type: none"> 要約、国内外における同一・類似分野での活動経験、実施スケジュール、業務従事者配置計画 プロジェクトマネージャーと従事者の経歴書、略語表、事業対象地の地図、等 事業経費概算内訳書 直近2年会計年の収支報告書 法人登記簿謄本（写し可）、定款、直近2年間の事業報告書、納税証明書、反社会性力に関する誓約書、共同事業体結成届（必要な場合のみ） 	事業申請書（定型書式） 予算詳細（予算および人件費詳細） 3者見積り一覧、見積書（資機材仕様書・カタログ等） プロジェクトタイムテーブル・人員配置表、事業地地図 施設案件書類（設計書、図面、構造、資材情報など） 事業担当者・専門家（従事者）関連情報 給与明細書・規定 申請団体概要・定款・印鑑証明書、法人登記簿謄本、財産目録、役員名簿、職員名簿、事業報告書（過去3年）、収支計算書（過去3年）
計上可能経費/費目	直接人件費（規定単価1～4号） 旅費：航空賃、日当、宿泊費 現地活動費（現地雇用業務員等の給与、車両、事務所、安全対策、研修・セミナー、国内出張費） 現地での施設・建物の建設・整備費、国内または現地調達する物品・機材・輸送費 間接経費 国内活動費（本邦研修受入れ）：旅費、研修業務費、講師謝金 留意点：2020年度の経費実態調査に基づき2021年度に改定。 - 間接経費：17%であった間接経費率（上限）を44%に改定（対象範囲も整理された） - 費目間流用：実施団体の裁量で流用できる範囲を流用先費目(中項目)額を50%以内まで	人件費：団体職員（本部スタッフ〔経理含む〕・現地駐在）、現地スタッフ 旅費：航空賃、日当、宿泊費 現地事業経費（資機材購入費、ワークショップ・会議、専門家派遣、謝金、研修員招聘、事務所、車両、出張、通信、海外旅行保険、予防接種、査証取得） 国内（会議、通信、事務用品）
審査の視点	審査項目・配点表は募集要項に記載あり。提案団体の形態（下記3タイプ）によって違う。 支援型（配点表なし） 1.事業の内容：対象地域住民・課題に対する理解度、目標と活動内容の明確性、効果の持続性 2.市民参加協力の観点：理解・参加促進の機会・広報、地域社会への還元、事業による人材育成 3.実施体制：従事者配置計画、PMの経験・能力、CPの協力体制 4.団体としての経験・能力：実施体制、収入、ビジョン、組織強化の取組み パートナー型： 1.団体の経験・バックアップ体制 2.事業の概要：背景・課題分析、フレームワーク、具体性、配慮事項 3.事業の実施体制：従事者配置計画、PMの経験・能力、CPの協力体制、モニタリング体制、 4.市民参加起用力：理解促進への取り組み、日本の地域社会への還元 地域活性化型： 1.提案地方公共団体の取組みと事業の関連：団体の取組み、指定団体との関わり・体制 2.団体の経験・バックアップ体制 3.事業の概要：背景・課題分析、フレームワーク、具体性、配慮事項 4.事業の実施体制：従事者配置計画、PMの経験・能力、CPの協力体制、モニタリング体制、 5.市民参加起用力：理解促進への取り組み、日本の地域社会への還元	審査基準・配点表は公表されていない ※以下、実施要領より抜粋。 ・ ODA政策に沿う経済社会開発事業であること。 ・ 申請団体の主体性があるもの（実態が別団体・機関にあるもの、資金調達・提供のみは不可）。 ・ 一時的な支援でなく中長期的な展開（持続性）があるもの（復興支援は例外）。 ・ 他ドナー等の事業との重複がさける。現地住民の自助努力を促すもの。ソフト（技術移転）のみの事業は不可。JICA草の根事業の効果発展・強化する事業は可能。 ・ 申請団体のN連携と資金を除く年間総収入実績（過去2年間の年間平均）を大きく超える供与はできない（JICA草の根と同様）。
報告書等の提出義務	業務月報 四半期業務報告書 四半期支出状況報告書 経費精算報告書 事業完了報告書（事業評価含む） （事業終了後のアンケート調査・フォローアップ調査への協力）	贈与契約（在外公館と締結）、および現地銀行口座開設 中間報告書 事業完了報告書（資金支出表、外部調査報告書、資金使用明細書、人件費実績表、一般管理費等支出集計表（重点課題事業のみ）、事業内容・成果の写真、銀行通帳の出入金記録の写し、残余金発生理由書含む） 外部監査（会計監査法人によるもの）

（2）N 連と比較した草の根技術協力事業・制度の長所

JICA 草の根技術協力事業の長所に関する実施団体の回答・意見を以下に纏めた。

事業費・経費
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 現地における活動、支出等の変更に際しての柔軟性が高い（回数、数量などの妥当な変更について、逐一説明を求められないなど） ▪ 現場状況を把握してくれているため、草の根技術協力事業での予算の流用への理解がある。 ▪ 間接経費率が比較的高く、間接経費にかかる報告の必要がない。人件費の考え方が JICA 規程の格付に基づいており、個人情報を含め人件費に関する証憑の提出が不要である。 ▪ 民間助成と比べて恒常的な経費（管理費や間接経費）も計上可能であり財政負担が少ない。
JICA のサポート・関与
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 現地事務所および国内機関の担当者と共同で進めることができ、必要に応じて適宜相談し協力を得ることができる。 ▪ 事前コンサルテーション、審査、契約のプロセスの中で専門的なアドバイスを受けることができるため事業の質を向上できる。N 連・JPF では JICA が提供してくれる助言などは限定的である。 ▪ 現地 JICA 事務所からの安全情報の共有や、事業に関するアドバイス・協議の場があること。
利便性・その他
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 草の根技術協力事業では幅広い規模の事業や多様な種類の団体を受け入れており、N 連ではハード面での支援が中心だが、草の根技術協力事業ではソフト中心の案件形成が可能。 ▪ N 連・JPF では成果指標に重点が置かれるが、草の根技術協力事業ではプロジェクト目標に主眼が置かれ、指標だけでなく総合的な判断・評価をしてもらえる。 ▪ N 連案件では原則 1 年単位となるが草の根技術協力事業（パートナー型）では複数年での事業（契約）ができるため中・長期に亘る計画が立てることが可能。 ▪ 草の根技術協力事業では活動について四半期ごとの報告が必要であるためタイムリーな軌道修正が可能。 ▪ 申請のプロセスや提出書類、実施におけるルールがガイドラインにある程度明記されている。

（3）N 連と比較した草の根技術協力事業技術協力事業のデメリット

草の根技術協力事業の課題点、デメリットに関する実施団体の回答・意見を以下に纏めた。下記は団体個々の事業における経験に基づく意見・要望も多くあり、事業背景や実施環境・体制は事業及び団体ごとに異なるため、全ての草の根技術協力事業及び実施団体に共通する課題・デメリットではない点、留意が必要である。

事業費・経費
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 支払が四半期毎など複数回に分割されているため、前払い（概算払い）が無い場合、事業費は一時的に団体側の負担となる。N 連は事前に全額の資金供与が可能のため資金繰り面での機動性が高く団体側の金銭的負担が少ない。 ▪ N 連の方が人役の変更は比較的容易。人件費が他事業制度と比較し安価である。

利便性・その他
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 事業提案書について、N 連、JPF より文字量が多い。項目ごとに文字数やスペースの制限を設け、過去実績に関する記載は別様式と重複する箇所を削減するなど改善の余地がある。 ▪ 提案から事業実施までの期間を短縮できればよい^{注積2}。長引けば実施団体側の体制・財政面と現地側の状況も変わってしまうため。N 連などでは申請書提出から案件開始までが半年以内に完了する場合もある。 ▪ 同一団体が同時に申請できる事業数、実施事業数の制限^{注積3}があるため、優良と思われる事業が複数あっても申請できない。 ▪ 事業提案書で記載したハード（建物）の支援内容が、非常に必要性が高いものであったにも関わらず、採択後にその内容が認められないことがあった。^{注積4} ▪ 採択の可能性が見えにくく、翌年以降の事業計画が明確に見通せない。N 連は事前相談により受理・不受理がある程度見通せた（2020年度時点）。 ▪ 精算事務作業の緩和のため、N 連の外部監査制度のようなものを導入すべき。

3.3.3 その他事業制度との比較と考察

（1）他事業制度との比較

次項の表にて、その他事業制度の助成規模や助成内容を項目ごとに纏めた。

^{注積2} 草の根技術協力事業でも半年以内に開始できている事業はあり、早く事業が開始されることを JICA も推奨している。

^{注積3} 一部の団体への支援（採択事業）が偏ることを避けるため制限が設けられている。

^{注積4} 採択後に提案内容の変更を求めることがある点は募集要項に記載がある。

表 3-3 他資金協力事業の比較表（1 / 3）

制度名	日本財団助成金	JICS NGO 支援事業 2021 年度支援対象事業	国際開発協力関係民間公益団 体補助金(NGO 事業補助金)	Global Partnership for Social Accountability	JANIC グローバル共生ファンド	地球環境基金助成金
助成機関名	日本財団	一般財団法人日本国際協力システム(JICS)	外務省	The Global Partnership for Social Accountability (世界銀行)	JANIC (オープン・ソサエティ財団からの助成金)	地球環境基金(環境省)
情報の年度	2021 年	2021 年	2021 年度	2021 年	2020 年	2022 年度助成金
助成概要	社会が複雑化し様々な課題に直面するなか、行政による施策や公的サービスだけでは支援の手が行き届かない問題を解決し、「みんながみんなを支える社会」の実現を目指した、助成プログラム。	開発途上国への援助関連活動を行っている日本の中小規模 NGO・NPO に対するの助成プログラム。	NGO の事業実施能力や専門性の向上のため、NGO の事業促進に資する活動を支援するプログラム。	2012 年に世界銀行が立ち上げた財団で貧困撲滅をはじめとした開発課題に取り組むための国際 CSO への助成プログラム。	世界各国で、社会正義、人権、民主主義、教育、公衆衛生、メディアの独立等の課題に取り組む市民社会向けの助成事業を行っているオープン・ソサエティ財団の助成スキーム。日本国内の人権・民主主義の課題に取り組む団体・個人向け助成プログラム。	国と民間の双方からの資金拠出に基づいて基金を設け、その運用益及び国からの運営費交付金を用いて内外の民間の非営利団体(環境 NGO・NPO)が行う環境保全活動への助成プログラム。
公募毎の採択規模(件数/額)	公表なし 2021 年度の事業計画では、366 事業(280 団体)で約 150 億円の助成。(平均 1 事業あたり約 4 千万円)	全ての枠合計で約 10 団体	公表なし。2013-2018 年では、合計の事業費が 1100 万円~2000 万円程度。採択数は 8 件~16 件程度。	公表なし	2020 年の助成総額は 4,000 万円程度(15 件を採択)	2020 年度に助成を行った団体数:180 団体
助成・補助上限額	指定なし(事業規模に見合う適正な金額の 80%を補助)	100 万円~160 万円	総事業費の 2 分の 1 以下、かつ 30 万円以上 200 万円	USD\$400,000-\$500,000	400 万円	50 万円~1200 万円(1年間)
対象分野	1.海や船に関する事業 2.社会福祉、教育、文化などの事業	海外 ・医療・保健衛生 ・農・林・畜産・水産 ・貧困対策 ・教育/啓発 ・自立支援(女性、障がい者、少数民族等) ・難民支援 ・環境 ・スポーツを活用した上記分野への開発協力事業 国内 ・組織基盤の安定・強化事業 ・啓発事業 ・ネットワーク型事業	(1)開発協力 事業の案件発掘・形成を目的とした企画調査、及び申請団体自らが実施した開発協力事業に関し現地で行う評価活動。 (2)日本国内において実施する開発協力 支援事業、及び申請団体の国際協力活動の拡大・深化に資する講習会、調査、セミナー、シンポジウム等の実施及び参加等。 (3)海外における国際協力関連事業申請団体が海外において実施又は参加する、申請団体の国際協力活動の拡大・深化に資する講習会、調査、セミナー、シンポジウム等。	・教育 ・保健 ・インクルージョン ・エンパワメント ・脆弱性・紛争・暴力の解決	・女性の権利 ・LGBT の権利 ・先住民・少数民族(人種・言語・文化等) ・移民・難民の権利 ・「ビジネスと人権」 ・表現の自由と市民社会スペース問題 ・人権等に関するキャパシティ・ビルディング(能力開発)	環境保全に関する幅広い分野を対象 ・自然保護・保全・復元 ・森林保全・緑化 ・砂漠化防止 ・環境保全型農業等 ・脱炭素社会形成・気候変動対策 ・循環型社会形成 ・大気・水・土壌環境保全 ・総合環境教育 ・総合環境保全活動 ・復興支援等 ・その他の環境保全活動
事業実施期間	原則1年以内	1年	1年	3-4 年	1年間	1-3年

表 3-4：他資金協力事業の比較表（2 / 3）

制度名	日本財団助成金	JICS NGO 支援事業 2021 年度支援対象事業	国際開発協力関係民間公益団 体補助金(NGO 事業補助金)	Global Partnership for Social Accountability	JANIC グローバル共生ファンド	地球環境基金助成金
対象国	指定は無いが、採択案件のほとんどが日本国内の事業。途上国関連はわずか。	全世界比較対象	全世界 (一部は N 連の対象国のみ)	応募毎に対象国が異なる。第5回は東ティモール、ホンジュラス、アルメニア、コソボ。過去に 28 カ国で実績。	日本(但し、一部の活動地域が東アジア地域(中国、韓国、北朝鮮、台湾、香港)であっても、日本社会へのインパクトが見込めるならば申請可)	日本国内 開発途上地域
応募資格	日本国内にて次の法人格を取得している団体:一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO 法人)、任意団体(法人格のない団体)など非営利活動・公益事業を行う団体	①主事業として次の事業を行っていること。 ・開発途上国での援助事業 ・開発途上国の開発問題に関して日本国内で行う啓発事業 ・開発途上国への援助事業を実施する日本の NGO・NPO の活動促進・発展のための事業 ②主たる事務所を日本に置いていること。 ③過去2年間の年間総収入の平均が 6,000 万円未満(繰越金は含まず)であること。(原則として年間総収入の平均が 3,000 万円未満の団体を優先。)小規模団体分野では過去2年間の年間総収入の平均が 1,000 万円未満の団体が対象等	日本の NGO (1)開発途上国における開発協力事業を主な活動目的とし、法人格を有する日本の NGO。(登記上、法人本部の住所が日本国内にある特定非営利活動法人(NPO法人)、公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人であること) (2)団体として、補助金適正化法等に基づく事業を実施し、管理する能力を有すること。 (3)政治的、営利的及び宗教的活動は類似の行為も含め一切行っていないこと。	対象国にある CSO。	日本社会の人権・民主主義の促進を目指し、「誰一人取り残さない」を基本原則とする SDGs、特にゴール 16 (Peace and Justice) の達成に資する活動を行う、以下の要件を満たす団体・個人。 ①日本で人権等の取り組みをしている民間組織(法人格の有無や種類は問わない)・個人 ②日本国内に主たる事務所・活動拠点があること ③特定の政党を支持又は反対すること、又は特定の宗教の教義を広めることを目的とするものでないこと ④反社会的な勢力とは一切関わりがないこと	(1) 特定非営利活動法人 (2) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人 (3) 任意団体
応募期間	約一か月	約一か月	約一か月	約一か月	約一か月	約3週間
申請方法	オンライン(Google Form)	郵送およびメール提出	メールにて送付	メールにて送付	郵送(一部メール提出)	オンライン
申請書類	・基礎情報 ・収支予算書等入力フォームの作成(excel) ・申請概要表(約 2500 字)	・申請書類一式 ・申請費用の金額根拠書類 ・事業報告・決算書/事業計画・予算書 ・定款 ・登記簿謄本 ・団体規程・就業規則 ・実施体制図	・事業計画書 ・事業計画明細書 ・事業概要(ページ制限なし) ・申請団体概要 ・事業担当者・関係者等関連情報 ・3者見積り見積書 ・申請団体に関する情報	企画書(ページ制限なし)(団体基礎情報、案件目的、活動、リスク、予算等)	・JANIC グローバル共生ファンド助成申請書 ・定款・規約、またはそれに準ずるもの ・活動報告書(前年度)、またはそれに準ずるもの ・決算報告書(前年度)、またはそれに準ずるもの ・活動計画書・予算書(本年度)、またはそれに準ずるもの ・パンフレット(またはそれに準ずるもの)1 種類を 5 部 ・応募フォームへの入力	・助成金交付要望書 ・団体の定款又は規約 ・理事役員等の構成員名簿 ・2021 年度予算書 ・2020 年度決算書 ・2019 年度決算書 ・代理人事務委任状 ・代理人資格に関する書類 ・活動内容を説明する資料、地図 ・若手プロジェクトリーダー育成支援要望書 *スキームによって必須書類は異なる

表 3-5：他資金協力事業の比較表（3 / 3）

制度名	日本財団助成金	JICS NGO 支援事業 2021 年度支援対象事業	国際開発協力関係民間公益団 体補助金(NGO 事業補助金)	Global Partnership for Social Accountability	JANIC グローバル共生ファンド	地球環境基金助成金
計上可能 経費	①臨時雇用費 ②諸謝金 ③旅費交通費 ④委託費 ⑤消耗品費 ⑥印刷製本費 ⑦通信運搬費 ⑧会議費 ⑨広告宣伝費 ⑩事業管理費 ⑪雑費	①人件費 ②諸謝金 ③委託費 ④資機材費 ⑤消耗品費 ⑥賃借料 ⑦旅費・交通費・宿泊費、通 信・運搬費 ⑧印刷・製本費	①研修会等開催費 ②事業担当者等旅費 ③事業担当者等人件費 ④通信費 ⑤事業資料作成・購入費 ⑥事業管理費 ⑦外部監査費(300 万以上の事業 のみ)	①人件費 ②トレーニング/キャパシテ ィビルディング活動 ③コンサルタント ④事業経費(物品、サービ ス) ⑤パートナーCSO への送 金	①事業費 ②人件費	①賃金(アルバイト等) ②謝金 ③旅費(交通費、宿泊費等) ④物品・資材購入費 ⑤借損料・役務費(会場費、 通訳費、車両費、外部委 託費等) ⑥事務管理費
審査の視点	配点表の公表なし。 以下の総合的な判断。 【信頼性】 【社会的インパクト】 【モデルの構築】 【革新性】 【計画性】 【連携とその効果】 【広報計画】 【成果測定】 【継続・発展性】	配点表の公表なし。 以下の点から総合的な判断。 (1)団体の適格性 (2)申請事業の妥当性(事業内 容・計画)	配点表の公表なし。 以下の点から総合的な判断。 ①団体としての事業遂行・組織力 (団体の実績、財政規模、職員 数等を含む) ②事業内容 ③経費積算 ④従事する要員 ⑤総合的評価	配点表の公表なし。 以下の点から総合的な判 断 ①現地のニーズ ②他の世銀プロジェクトの シナジー ③想定されるインパクト	配点表の公表なし。 有識者で構成された選考委員会での選考	②活動遂行能力(運営能 力、専門性、自主性、資 金計画) ③活動内容(必要性、計画 性、効率性、波及力、協 働・連携、持続可能性)
報告書等の 提出義務	進行報告書の提出 完了報告書の提出	(1)中間報告 (2)完了・会計報告 (3)活動報告・意見交換会への 参加 (4)計画を見直す場合の事前報 告 (5)支援事業の広報と広報媒体 への制作協力の明記 (6)モニタリング事業(JICS が団 体を訪問)	事業完了報告書(場合によっては 進捗も必要)	記載なし	中間活動報告 最終活動報告書 会計報告書	実績報告 中間コンサルテーション 活動報告会

（2）他資金協力事業制度の特徴、および草の根技術協力事業との比較・考察

他の資金協力事業制度の概要調査の中で確認できた特徴と、草の根技術協力事業とを比較した結果を以下にまとめる。

- 分野を絞れば、国連機関や緊急支援（ジャパンプラットフォーム等）で大規模な助成金、補助金はあるが、草の根技術協力事業やN連と同等規模の制度は他にない。
- 募集の分野が限定的であり、草の根技術協力事業、N連のように多様な分野の団体が応募できるものが少ない。
- 草の根技術協力事業のように日本の地域社会の活性化を目的の一つとしている制度はない。
- 他制度に比べて JICA 草の根技術協力事業は選定の評価基準を明確に設けている（他制度は、評価視点・項目は記述されているが、配点表を出している制度は見当たらない）。
- 応募手続きについて、一部の制度ではオンライン上で記入するなど、必要な書類のアップロードによって提出ができ、応募手続きが簡易化されている。提案者の負担を減らすための簡素化は検討すべき。
- 助成期間は1年が多く、長期に実施できる制度が限定的である。

以上のことから、草の根技術協力事業と同程度の事業規模と実施期間を確保し、かつ間口の広い分野で募集をかけている制度は草の根技術協力事業以外にはN連に限られていることが言える。また、他の制度では事業のターゲットが途上国側に限定され、日本社会の活性化は想定されていない。このことから、他の制度と比較して、草の根技術協力事業はその事業の目的である「多様化する開発途上国のニーズへの対応」および「日本の地域社会が直面する課題解決や地域の活性化に役立つ取り組み」というところが差異化されていることが分かる。

第4章 草の根技術協力事業の総合事後評価

第4章では、事業終了年度（2016年度～2019年度）から3年が経過した対象となる抽出された草の根技術協力事業の総合事後評価として、「草の根技術協力事業に係る業務実施ガイドライン 終了時評価の評価項目」に準じた草の根評価4項目（妥当性、実績とプロセス、効果、持続性）に加え、市民参加の実績、及びグッドプラクティス・教訓・提言等の6つの項目で評価を行う。

4.1. 草の根技術協力事業の妥当性、実績とプロセス、効果、持続性の評価

4.1.1. 妥当性

DAC 評価5項目⁵の「妥当性」に相当する評価項目であり、以下の視点から評価する。

（1）開発ニーズとの整合性

移転技術・モデルとニーズがマッチしており、また対象地域・国にての先行事業があったことなどの理由で対象国・地域が提案されている。また地域住民からの要請があった事業が提案されており（図 2-5）、開発ニーズとの整合性が高いと言える。

（2）ターゲットグループ・CP 選定の適切性

事業のターゲットグループや CP の選定は、事前の現地調査を経て選定されたり、すでに以前からのパートナーであったり（図 2-3）とターゲットグループや CP の選定は適切に行われていると言える。また、対象課題に合わせて CP（例：廃棄物管理であれば地方自治体）に選定されるなど、妥当性は高いと言える。

4.1.2. 実績とプロセス

DAC 評価5項目の「効率性」に加え、プロセス・マネジメントの適切性も検証する。

「事業の組み立て・アプローチ」・「受益者のニーズ把握」、「移転したモデルの適合性／支援対象とのマッチ」が事業効果をもたらした要因として、実施団体にも CP にも強く認識されており、事業計画（人員・予算・機材調達）は、概ね予定通りの投入と期間で実施された。また事業終了時点で成果達成も確認されており（図 2-7）、「効率性」は高いと言える。

4.1.3. 効果

DAC 評価5項目の「有効性」と「インパクト」に相当する評価項目であり、主に以下の視点で評価する。

（1）プロジェクト目標の達成度

事業終了時点で 97%の実施団体、また 98%の CP（図 2-7）が、「十分」または「概ね」プロ

⁵ 1991年に経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）が発表した「DAC 評価基準」の中で、援助事業の評価を行う視点として提唱された5項目。妥当性（relevance）、有効性（effectiveness）、効率性（efficiency）、インパクト（impact）、自立発展性（sustainability）で構成される。

プロジェクト目標が達成したとしており、「有効性」が高いと言える。

(2) インパクト

事業終了時点で達成された事業効果（インパクト）として、回答した 9 割の団体が「人材育成（技術移転）」、8 割の団体が「関係者の意識の向上」を挙げており（図 2-8）、事業による正のインパクトが高かったと言える。一方、「政策・法律の制定」、「行政サービス」、「格差の是正」などについて効果をあげることができた事業は少数であった。

4.1.4. 持続性

DAC 評価 5 項目の「自立発展性」に相当する評価項目であり、主に以下の視点で評価する。

(1) 事業によってもたらされた変化の継続

8 割以上の団体が活動は継続されているとしており（図 2-12）、持続性が高いと言える。活動が継続されている要因として、「実施団体が支援を継続していること」、「技術移転により CP がノウハウを得た」を多くの実施団体が選択しており、9 割の実施団体と CP は活動継続に現在も関与していると自己評価している。

一方、活動継続・持続への関与度（プレゼンス）については、CP は日本の実施団体の関与より現地住民の存在を強く認識していることがわかった（図 2-13、図 2-14）。

(2) 持続性の要因・工夫

活動が継続されている要因として、1) 実施団体による支援が継続されている、2) CP 自身が事業のなかでの技術移転によるノウハウを得て、3) 活動継続できる実施体制を構築できたことが挙げられている。

4) CP が活動継続に必要な予算を確保できたことも 5 割の CP によって要員として挙げられており、「自立発展性」の要因・工夫として重要と考えられる（図 2-15、図 2-16）。一方で、資金・体制の確立・維持を課題とする実施団体も CP も少数ながら確認した。また、CP による資金・体制の確保が活動・事業の持続性の要因であると回答した実施団体は過半数以下であり、CP の認識との相違点があると言える。

4.2. 市民参加促進と日本社会への還元の評価

第 2 章 2.3 にて、実施団体が取り組んだ、または取り組んでいる「市民参加促進」と「日本社会への還元」に関する多様な活動事例やその効果及び課題を紹介した。本節ではそれらの内容から見られる好事例と課題について着目する。

4.2.1. 市民参加促進にかかる活動と成果の評価

草の根技術協力事業を実施したことによる市民参加促進の効果について、回答した実施団体の 8 割が「大いに効果あった」、または「効果があった」と認識している（第 2 章 2.3.1 の図 2-26）。また、市民参加促進にかかる 8 種の効果のうち「実施団体のレベルアップ」（人材育成）や「自治体・企業・学校等の理解促進において高い効果が得られた」といった効果を 8 割以上の団体

が感じている（図 2-27）。他の効果についても 6 割～7 割の団体が効果を認識していることから、草の根技術協力事業の実施が市民参加の促進に貢献していることが確認できた。

4.2.2 日本社会への還元にかかる活動と成果の評価

日本社会への還元にかかる効果については、約 7 割が「日本社会への還元」への効果を認識している（第 2 章 2.3.1 の図 2-28）。10 の視点から実施団体が 4 段階で評価した結果（図 2-29）、教育、人材育成、意識向上及び地域の認知度においては半数以上（5 割～6 割）の団体は効果があったと回答した。一方、地域の雇用創出、まちづくり等のその他の効果について効果を認識している団体は 1 割～4 割に留まっており、全く効果が得られなかったとの回答も多い。全体的に見れば草の根技術協力事業の実施が日本社会への還元に貢献していると言えるが、その効果の範囲・種類は限定的である。

4.2.4. 市民参加促進と日本社会への還元にかかる課題

市民参加促進と日本社会への還元の活動に対し、アンケート調査及びフォローアップ調査で実施団体から得られた回答・意見から、以下のような課題が指摘されている。

- 現地活動に人員を充てる必要があり、国内向け活動に充てる人員・経費は抑えざるを得ない。
- 実施前に、市民参加促進や日本社会への還元を計画できない。技術移転活動が完全に終了した後に（または年度の継ぎ目等に）、これらの活動を別途行うのが良い。
- 事業効果が可視化しにくい。国内での活動と成果もしっかり評価されるべき。
- 地域を上げた受入れ態勢が必要。日本側の地域の問題解決にも繋がっていることが重要。

4.3. グッドプラクティス

4.3.1 グッドプラクティス事例紹介

アンケート調査とフォローアップ調査にて実施団体から寄せられたグッドプラクティスの事例と、事例から得られるアイデア・工夫（所見・考察）について紹介する。

事例 1：対象地域の行政機関との関係構築	
課題・背景	事業実施後はCPや現地のステークホルダーが主体性を持って、CPら自身の人的リソース・資金を投入し活動・成果の継続、及びその拡大・普及に取り組むことになるが、上位省庁や自身での資金確保ができず、継続が困難となっている事業が多い。

<p>実施団体による取り組み</p>	<p>事業開始前（計画時）から事業に関する情報共有を行いつつ、現地政府が何を期待しているかを詳しく訊き出し、行政機関との関係構築に取り組んだ。そのプロセスの結果として、対象地の州知事室並びに社会開発局を中心とするメンバーが参加した本邦視察を事業実施中に2度行うことが出来た。</p> <p>同本邦視察にて日本の現状を知ってもらうことで、事業目標をクリアに共有できた。本邦視察中、集中した環境のもとで事業の今後について膝を詰めた議論が行う機会が持てたことも、政府側の理解を得るに至った要因と言える。</p> <p>草の根技術協力事業終了後、CPである自立生活センターに現地州政府からNPO補助金が出されたことで、草の根技術協力事業で開始された介助者派遣サービスの活動継続が可能となった。</p> <p>[他実施団体の類似ケース]</p> <p>CPや現地行政機関の局長などと面会し組織のトップ（キーパーソン）の理解を得ることで、傘下の部署や職員の事業に対する積極性が向上し、現地側の活動が活性化された。</p>
<p>所見・考察</p>	<p>事業開始前から、現地の草の根レベルのニーズだけでなく、ステークホルダーとなる現地政府の見解・要望も聞き出すことで、政府機関と良好な関係を構築することができた事例と言える。支援ターゲットグループやCP以外に、事業の成功にかかる決定権を持つ人物（Decision maker/Influencer）を早い段階で把握し関係を構築することも必要である。</p>

<p>事例2：CPの組織内における実施・継続体制構築</p>	
<p>課題・背景</p>	<p>CP組織内の他部署・関係者による活動への理解及び参加意識が低い場合、現地CPによる活動の継続のための体制や予算確保、及び人員確保の障壁となる場合がある。</p>
<p>実施団体による取り組み</p>	<p>草の根技術協力事業（フェーズI）にて、CP（市役所）と実施団体からなるマネジメントチームを組織した。その結果、市役所内で定期会合が開かれるようになり、計画課、農業課、観光課など関係者が出席し、事業の進捗と今後の計画を報告し、議事録にて書面化し承認するという体制が構築された。</p> <p>この定期会合により事業の動きを横断的に共有する仕組みが整った。各課は定期会合の議事録に従い、進捗を報告するというメカニズムの下、活動推進が担保されるという効果もあった。長期的・包括的な視点で、CP内部における事業の進捗状況を明確に確認できるようになった。</p> <p>フェーズIでは終了した活動のレビュー・評価・改善につなげる体制が欠けていたため、フェーズII（後継事業）では、計画した施策をCPが評価・改善し、事業が自律的に発展していくことをプロジェクトの主眼に置いた。その結果、City Development and Quality Management Team(CDAQ Team)が組織され、PDCAのサイクルがCP内に構築された。</p>

	<p><u>〔CP 組織内における中長期計画と草の根プロジェクト目標の連動〕</u></p> <p>CP（市役所）の中長期計画は10年、3年、1年の3段階がある（10カ年計画は州の承認を要する）。ちょうど10カ年計画の節目がフェーズII期間中であったため、フェーズII 開始後に1年近くの時間をかけプロジェクト目標とCPの施策を一致させたことで、CPの10カ年計画に本プロジェクト目標を組み込むことができた。</p>
所見・考察	<p>草の根技術協力事業を通じ移転した活動・技術とその普及活動がCP組織内部にも浸透し上流レベル（10カ年計画など）でも認知され、CP組織内の継続的な業務とすることで、そのための予算や人員の継続的な確保・配置が見込める。</p>

事例3：市民参加促進への効果（支援の見える化）	
課題・背景	<p>アンケートの結果、市民による国際協力や事業への理解や意識向上への効果は確認できたが、参加という点では高い効果があげられていない。草の根技術協力事業の活動内容や成果が、市民参加促進と日本社会への貢献の観点から十分に活用されておらず、日本市民の事業への直接的参加を促すのが難しい。</p>
実施団体による取り組み	<p>草の根技術協力事業の成果として、日本での車いす集荷からコンテナへの積み込み、そして実際に事業対象国にて修理され、現地の利用者へ贈呈されるまでに至る過程を写真・ビデオにて記録し日本で発表した。また、日本の寄付者個人にも、その個人が寄付した車いすがどんな人に届けられたかも紹介した。</p> <p>実際に寄付された車椅子がどんな人々に使われ、どのように役立っているのかという「支援の行き先とストーリー」が、より明確に見えるようになったことで車椅子の寄付数が増加した。</p>
所見・考察	<p>日本の外部団体や第三者向けの報告会資料づくりや現地での活動記録などは、相応の労力・時間を要するが、実施団体の活動を支える日本国内の支援者（寄付者）への報告会や広報活動を前提に、現地での活動内容を動画も含めた映像等で詳細に記録し、現地での活動をわかりやすい形で支援者に伝え、日本市民からの支援・参加を広げることができた事例である。</p>

事例4：JICA 草の根技術協力事業以外の支援制度の活用 1	
課題・背景	<p>JICA草の根では技術協力（ソフト面）が焦点となっている一方、事業によっては機材・施設等のハード面が整備されることで事業終了後の事業成果の持続・拡大が見込める場合もある。また、CPが活動継続および事業成果を持続させるための資金を確保することが活動・事業成果が持続する要因であると強く認識されていることもアンケート調査結果で示されており、JICA草の根技術協力事業終了後の持続性を確保または拡大するための資金を調達する能力・ノウハウがCP内に構築されることが望ましい。</p>
実施団体に	<p>実施団体が草の根技術協力事業実施中に（日本の）外務省へ表敬訪問し、事業の</p>

<p>よる取り組み</p>	<p>状況を対象国の在外日本大使館の担当官に紹介した。</p> <p>その後、実施団体はCPと在外日本大使館の関係づくりを支援し、事業終了後CPが直接在外日本大使館（外務省）の草の根無償資金協力を申請し、CPが活動の長期的継続に必要とする施設建設が可能となった（申請に実施団体は直接関わっていないが、CPはJICA草の根技術協力事業を実施した能力を持つため大使館から高い評価を得たと思われる）。</p>
<p>所見・考察</p>	<p>JICA草の根技術協力事業実施後、CPが主体性を持って自力で資金調達（上位省庁〔財務省や計画省〕や他ドナー資金協力事業等からの）のための申請書作成（事業・予算計画策定）能力や事業の継続実施を遂行できる人材育成と意識の向上も草の根技術協力事業で達成した事業成果を持続・拡大させる上で重要な要素となる。</p>

<p>事例 5：JICA 草の根技術協力事業以外の支援制度の活用 2</p>	
<p>課題・背景</p>	<p>実施団体が、JICA草の根技術協力事業含む各種助成金制度等の事業資金や、支援者からの寄付金等に財務・活動資金を依存せざるを得ない場合、草の根技術協力事業の契約時に計上した事業費以外に追加的に機材やリソースを投入することでさらなる裨益効果をもたらすことが判明した場合にも、追加でリソースを投入する資金力がない。</p>
<p>実施団体による取り組み</p>	<p>草の根技術協力事業実施中、裨益効果を拡大するため、追加機材（受信機）を供与すべきとの判断にいたった。しかし、事業計画時に供与を想定していない機材であったため、資金調達が必要となった。</p> <p>資金調達手段として、クラウドファンディング（「お宝エイド」：不用品を寄付してもらい、これを売却することで資金を得る）を実施団体が企画し、その他の募金活動や関係者の協力もあって150台の受信機を調達することができた。関係者と一体感を持つことができた活動でもあった。</p> <p>はじめてクラウドファンディングを活用したが、その後も活用するきっかけとなった。（多くの関係者・知人の協力も必要であるため頻繁に実施できるものではない）。</p>
<p>所見・考察</p>	<p>クラウドファンディングは団体、または個人によって様々な用途・目的に利用可能であり、利便性・即効性の高い資金調達手段として国際協力に関連する多様な形態の企画や事業に活用されている。クラウドファンディングの実施には実施団体による相応の人的動員が求められるが、一般市民が容易に国際協力に参加できる「市民参加促進」のひとつの形態である。</p>

4.4. 草の根技術協力事業に対する提言

4.4.1. 提言

本調査で得られた実施団体及び現地 CP の意見・要望を踏まえ、今後の制度改善にかかる提言を下記に纏めた。

1：JICA による事業サイト及び CP 訪問の頻度（実施団体からの要望・意見）	
提言の背景	<ul style="list-style-type: none"> 現場レベルにおける事業の進捗状況の把握、及び実施団体・従事者・CP・ターゲットグループ・ステークホルダーが抱える課題・問題に対し、JICA 国内機関・実施団体・JICA 現地事務所の3者間で共通理解を持っていない。 CP やターゲットグループの事業へのコミットメントの促進のためにも、JICA（現地事務所・主管部）による事業サイト・CP への訪問や CP らとの協議の機会がもっとあると事業がより円滑に実施できる。
提言	<ul style="list-style-type: none"> 現地出張・視察の必要性を判断するための基準・条件・タイミング（事業のマイルストーン・節目・軌道修正が必要な時など）を実施団体と JICA の間で適宜協議・計画。 新規ニーズ発掘ヒアリング、近隣地域の他事業の視察や完了済み事業のフォローアップ視察等も同時に行うなど、一度の視察・渡航を多目的なものとしてできるよう実施団体と調整する。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 事業の状況や実施団体の方針によっては JICA の関与が必ずしも正の影響をもたらすとは限らないため、事業実施団体及び CP の意向も考慮しながら適度な関係・関与度を保つことにも留意が必要。

2：他の JICA 事業・専門家、JICA 地域部との連携	
提言の背景	<ul style="list-style-type: none"> 「分野・テーマ」（保健、教育、など）や「地域」（アフリカ部、中南米課、など）別の JICA 関連部署・との連携強化、及び実施団体側から他部署や他事業チームへの知見共有・情報発信を望む実施団体が複数確認された。
提言	<ul style="list-style-type: none"> 実施団体の事業対象地域・分野と類似性が高い JICA 地域部や課題部、及び関連する JICA 事業の担当者や専門家・コンサルを対象に、実施団体の専門家らが情報提供や協議する機会を促進させる仕組み・プラットフォームの構築。 <p>※ 2021 年度からは NGO-JICA 勉強会シリーズとして、分野課題別に NGO と JICA がお互いの知見を共有するような勉強会を実施中</p>

3：現地 CP 及び NGO 等機関のデータベース化と実施団体への情報提供	
提言の背景	<ul style="list-style-type: none"> 草の根技術協力事業の性質上、事業で移転した技術や事業効果が現地の CP により継続され、そのために必要な資金や人材・実施体制の維持は、主に CP 自身が現地政府や上位省庁から確保する必要があるため、CP の能力は事業の成否を大

	<p>大きく左右するが、事業の計画段階においては CP による実行能力や財政力、及び CP としての妥当性を実施団体が判断するのは困難な場合がある。</p> <p>事業の計画段階で実施団体が CP 候補や現地 NGO/CSO に関する多くの情報を得ることで、対象課題を取り巻く現状をより深く把握することが可能となり、適切な CP 選定だけでなく、事業計画・リスク管理・活動内容の精度の向上が期待できる。</p>
<p>提言</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● JICA が有する各国の様々な事業・現地機関・団体に関する情報（過去・近年の JICA や他ドナーとの事業経歴、体制・組織図、関連する政策・マスタープラン、課題点など）をデータベース・プロファイル化（電子情報化により JICA と実施団体間の情報共有の作業負担を軽減する）し、事前コンサルテーションや採択後に実施団体から要望がある場合に限り共有（開示）、または既に公開されている「NGO/CSO 等国別プロファイル」のような形で共有し、提案事業の CP として、または現地で協力を求める NGO/CSO として適切であるかを実施団体が判断する材料の一つとする。 <p>※補足：JICA が配置する NGO デスクでは一部国（ベトナム、ネパール、カンボジア）等で現地 NGO の情報を公開しているほか、12 か国を対象とした NGO プロファイルが公開されている</p>

<p>4：「市民参加促進」と「日本社会への還元」にかかる評価、認識の見直し</p>	
<p>提言の背景</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施団体の人員・労力、及び事業費に制約があるため現地活動とプロジェクト目標が優先され、国内活動へ十分な労力を充てられない。特に「日本社会への還元」に対する効果は限定的であるという調査結果であった（図 2-29 参照）。 ● 国内活動の効果の指標の設定・可視化・定量化が難しく、事業実施前（応募時）に、市民参加促進や日本社会への還元にかかる具体的計画を策定するのは困難。
<p>提言</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 提案書で示された国内活動計画や事業費で計上が認められる国内活動費の費目・妥当性・実施方法・効果につき、応募前コンサルテーション時・契約時・事業開始後も、国内活動計画（簡易 PDM のようなもの）をもって実施団体と JICA 間で適宜協議・柔軟な見直しを行う。 ● 提案事業の評価時における「市民参加促進」と「日本社会への還元」に対する配点、または審査の視点を見直す。 ● 現地での活動が概ね終了した後に国内での活動に充てる期間を、契約履行期間の中に十分に設ける。
<p>留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施団体毎に投入できる人員・実施体制、及び国内活動への認識は異なり、草の根技術協力事業における「市民参加促進」と「日本社会への還元」への JICA の認識や提案事業評価時の審査基準の転換は、現地での活動・実施体制に負の影響を及ぼす可能性もある。

5：事務的負荷の軽減に向けて	
提言の背景	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査にて6割以上の実施団体が、実際の事務作業にかかるコストを事業費で負担できていないと回答した。 「現地側人件費及び直接人件費を実態に即して計上することができなかった。」「国内での業務月報や精算などを含む作業時間は予算上割り当て可能であった時間数を大幅に上回っていた。」というコメントが複数の団体からあった。
提言	<ul style="list-style-type: none"> これまでの事前コンサルテーションや説明会に加え、各様式作成／記入方法のインストラクションをわかりやすい動画・映像で配布し、実施団体だけでなく、国内機関の担当者による様式記入に関する説明や、実施団体との煩雑なやりとりの負担を軽減する。 2021 年度以降も継続的に事務的負荷にかかる実施団体の課題・要望について、JICA 側担当者レベルでも積極的に実施団体と意見交換し、他国内拠点・在外事務所との情報共有や有効な対応策の模索・試行を続ける。 <p>※補足：2020 年度の経費実態調査が実施され、2021 年度から間接経費率が大幅に見直された。（17%→上限 44%）</p> <p>※補足：2021 年度から事務作業の簡易化（フォーマット化、オンライン化、実施団体側の費目間流用の裁量件等）が行われた。</p>

6：草の根技術協力事業の戦略的な活用	
提言の背景	<p>JICA は様々なレベル・規模の事業またはスキーム（円借款事業、無償協力事業、技術協力事業等）を展開しており、草の根技術協力事業も JICA が対象国に提供する包括的な支援の一翼を担っており、より戦略的な視点が加わることで、さらに重要な存在となりうる。草の根技術協力事業の特徴を活かし、インフラ事業と技術協力事業を補完するような草の根技術協力事業の JICA による戦略的な活用を求める実施団体の声もあった。</p>
提言	<p>草の根技術協力事業は実施団体の提案に基づき実施されるものであるが、JICA が実施する他の事業との連携性、貢献性、発展性だけでなく、他事業にて対応できていないニーズや課題を充足または補完する役割を担わせることが可能である。そのような包括的な視点を草の根技術協力事業に持たせるためには、提案事業の審査において、上述したような JICA の他事業との関連性・補完性を高く評価することが考えられ、また実施団体と JICA 間の事前コンサルテーションと計画の段階で、対象国における高いニーズが残る分野の課題解決を目指す事業内容に形成していくことも可能と思われる。</p>
留意点	<p>他の JICA 事業の補完性や連携可能性に重きを置くことで、実施団体及び提案事業が本来目指す目標や事業効果、及び実施団体の活動計画にも影響を及ぼす、または制約が生じる可能性も否めない。よって、提案された事業の本質と実施団体の意向や人員・予算も十分に考慮する必要がある。</p>

附属資料

附属資料1：調査対象リスト

附属資料2：アンケート調査票

附属資料3：調査結果報告会プレゼンテーション資料

附属資料4：公開用広報資料